

定款・諸規則

平成30年4月

公益社団法人東京都歯科医師会

目 次

①	公益社団法人	東京都歯科医師会定款	1
②	公益社団法人	東京都歯科医師会定款施行規則	11
③	公益社団法人	東京都歯科医師会委員会等規則	16
④	公益社団法人	東京都歯科医師会選挙規則	20
⑤	公益社団法人	東京都歯科医師会代議員会議事規則	26
⑥	公益社団法人	東京都歯科医師会予算決算特別委員会規則	30
⑦	公益社団法人	東京都歯科医師会予算決算特別委員会運営規則	32
⑧	公益社団法人	東京都歯科医師会議事運営特別委員会規則	33
⑨	公益社団法人	東京都歯科医師会財産管理および会計規則	35
⑩	公益社団法人	東京都歯科医師会特定資産取扱規程	41
⑪	公益社団法人	東京都歯科医師会資金管理運用細則	44
⑫	公益社団法人	東京都歯科医師会資金管理運用取扱基準	47
⑬	公益社団法人	東京都歯科医師会監査規則	49
⑭	公益社団法人	東京都歯科医師会福祉総合保険普通保険約款	51
⑮	公益社団法人	東京都歯科医師会福祉総合保険規則	60
⑯	公益社団法人	東京都歯科医師会福祉総合保険運営施行細則	64
⑰	公益社団法人	東京都歯科医師会医事処理規則	67
⑱	公益社団法人	東京都歯科医師会医事処理運営規則	70
⑲	公益社団法人	東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校規則	72
⑳	公益社団法人	東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校運営委員会規則	73
㉑	東京都立心身障害者口腔保健センター	運営規則	74
㉒	歯科医師会館及びその敷地の管理	規程	76
㉓	公益社団法人	東京都歯科医師会第3種会員支部規則	80
㉔	公益社団法人	東京都歯科医師会準会員規則	83
㉕	公益社団法人	東京都歯科医師会殊遇規則	84
㉖	公益社団法人	東京都歯科医師会役員報酬等及び費用に関する規則	85
㉗	公益社団法人	東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則	87
㉘	公益社団法人	東京都歯科医師会災害・警察歯科総合対策検討委員会規程	88
㉙		「東京都歯科医師会の日」の制定	90
㉚	公益社団法人	東京都歯科医師会表彰基準	91
㉛	公益社団法人	東京都歯科医師会表彰者推薦基準	93
㉜	公益社団法人	東京都歯科医師会保健文化賞表彰基準	94
㉝	公益社団法人	東京都歯科医師会事務局規則	95
㉞	公益社団法人	東京都歯科医師会事務局細則	97
㉟	公益社団法人	東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校事務規則	100
㊱	東京都立心身障害者口腔保健センター	事務規則	102
㊲	公益社団法人	東京都歯科医師会旅費規程	105
㊳	公益社団法人	東京都歯科医師会謝金規程	108
㊴		届出書様式	111

公益社団法人 東京都歯科医師会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(組 織)

第3条 本会は、東京都を区域とし、本会で承認した歯科医師会および支部（以下「地区歯科医師会」という。）の会員ならびに準会員をもって組織する。

2 本会に、支部を置くことができる。

3 第1項の承認基準および前項の支部ならびに準会員に関する規則は、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、日本歯科医師会及び地区歯科医師会との連携のもと、歯科医学・歯科医療に携わる東京都の歯科医師を代表する公益団体として、医道の高揚、歯科医療の確立、歯科医学・医術の進歩発達、公衆衛生および予防医学の普及を図り、もって都民の福祉の向上と健康の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 医道高揚に関する事項
- (2) 社会福祉増進に関する事項
- (3) 公衆衛生の普及ならびに予防医学の研究および普及に関する事項
- (4) 歯科医学および医術の進歩発達に関する事項
- (5) 災害等緊急時における都民、国民の口腔保健の確保に関する事項
- (6) 歯科医師の業権に関する事項
- (7) 医療制度の研究および歯科医業の合理化に関する事項
- (8) 歯科医師の研修に関する事項
- (9) 会員の健康増進を図り、地域における安定した歯科医療を提供する事項
- (10) 都民および会員への広報活動に関する事項
- (11) 歯科医療及び介護従事者の育成に関する事項
- (12) 障害者歯科医療に関する事項
- (13) 特定保険業に関する事項
- (14) 職業紹介に関する事項
- (15) その他本会の目的を達成するに必要な事項

2 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。

- 3 本会は、必要に応じ関係団体と提携して事業または事務を行うことができる。
- 4 第1項各号の事業は、東京都内において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、第1種会員、第2種会員および第3種会員である正会員、ならびに準会員をもって構成する。

- 2 前項の会員の資格は1人いずれか1個とし、重複して取得することはできない。
- 3 第1項の会員の種別に関する規則は、定款施行規則および準会員規則で定める。
- 4 第1項の会員のうち、榮譽の敬称である終身会員、名誉会員に関する規則は、別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 会員は、東京都内に就業所または住所を有する歯科医師でなければならない。

- 2 前条の会員になろうとする者は、日本で歯科医師の免許を受けた者、かつ、本会の目的および事業に賛同したもので、別に定める入会申込書に別に定める入会金を添えて、新たに所属した地区歯科医師会を経て、また、準会員にあつては直接、本会へ提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の手続きは、定款施行規則で定める。

(会員の権利)

第8条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、第4章に規定する代議員と同様に本会に対して行うことができる。

- 一 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- 二 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
- 三 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
- 四 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- 五 法人法第57条第4項の権利（代議員会の議事録の閲覧等）
- 六 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- 七 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- 八 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

- 2 会員は、本会の行事、学会及び講習会等に出席し、協力し、又は意見を述べることができ、本会から発行する会誌その他の印刷物の頒布を受け、又は購入することができる。

(会員の義務)

第9条 会員は、代議員会の決定事項に服する義務を負う。

- 2 会員は、本会所定の入会金、会費及び負担金等を本会へ支払う義務を負う。
- 3 入会金、会費及び負担金等の額は、代議員会において決め、定款施行規則に規定する。ただし、他道府県歯科医師会に入会していた者が本会へ入会を希望した場合の入会金については、「公益社団法人東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則」による。

(任意退会)

第10条 会員が、本会を退会しようとするときは、その旨を記載した書面を地区歯科医師会を経て本会へ提出しなければならない。

- 2 退会した会員は、支払った入会金、会費及び負担金等の返還を受けることはできない。

(身分喪失)

第11条 地区歯科医師会又は日本歯科医師会の会員たる身分を失った正会員は、当該歯科医師会から本会に通知のあったときから本会の会員たる身分を失うものとする。

(会費等の未納に伴う退会)

第12条 本会は、会員が1年以上又は1年分に相当する会費若しくは負担金等を支払わないときは、催告し、なお支払わないときは、理事会の決議をもって退会させることができる。

2 前項により退会となった者が、6箇月以内にその未払金を支払ったときは、理事会の承認を得て、会員の資格を復すものとする。

3 本条の退会については、第13条第3項の規定を準用する。

(戒告・除名)

第13条 会員であって、次の各号の一に該当する者は、戒告、会員の権利（法人法上の権利を除く。）の一部停止又は除名することができる。

(1) 本会の名誉を毀損した者

(2) 会員たる義務を怠った者

2 前項に規定する戒告、会員の権利の一部停止又は除名は、裁定審議会の決議、理事会の決議を経て、代議員会の決議を経るものとする。

ただし、代議員である会員の代議員たる資格の喪失については、第15条第1項による。

3 会長は前項により除名したときは、その旨及び理由の概要を記載した書面をもって、日本歯科医師会ならびに地区歯科医師会及び本人に通知する。ただし、準会員は直接本人に通知する。

4 本会から除名された者は、5年を経過した後、裁定審議会の決議を経た上で、理事会の決議を経て再入会することができる。

第4章 代議員および補欠代議員

(代議員の選出)

第14条 本会は、正会員の中から選出された代議員をもって法人法上の社員とする。

2 前条の規定により、選挙すべき代議員の数は、地区歯科医師会割として1名および選挙の年の1月1日現在におけるその正会員70名毎に1名とし、端数が生じたときはその数が36名以上のときは1名を加えるものとする。ただし、70名未満の地区歯科医師会にあっては端数の取扱は認めない。

3 前項の代議員の数は、地区歯科医師会において合併または分離があっても、新たな選挙が行われるまではこれを増減しない。

4 代議員は、正会員の中から、地区歯科医師会における選挙で選ばれることを要する。正会員は、代議員の選挙に立候補することができる。

5 代議員選挙を行うために必要な規則は、別に定める。

6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

7 第4項の代議員選挙は、2年に一度実施することとし、代議員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結

するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）。なお、当該代議員は、第2項の代議員の数に含まないものとする。

- 8 代議員が欠けたとき又は事故があるときに備えて、補欠代議員を置く。
- 9 補欠代議員は、代議員が欠けたときに代議員となる。
- 10 補欠代議員は、代議員に事故があったときに、その職務を代理する。
- 11 後任として選任又は選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 12 補欠代議員の数、選出方法及び資格の喪失は、代議員の規定を準用する。

（代議員の資格の喪失）

第15条 代議員会は、第13条第1項に掲げる事項に該当する場合、代議員たる義務を怠った場合、その他正当な理由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数の決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

なお、本項により代議員の資格を喪失した場合でも、当然には会員の資格は喪失せず、会員の資格については、第13条の規定に従う。

- 2 前項の他、代議員は、次の掲げる事由によって代議員の資格を失う。
 - 一 第11条により会員の資格を失ったとき
 - 二 地区歯科医師会の所属を変更したとき
 - 三 辞任したとき
 - 四 死亡又は退会したとき

第5章 代議員会

（構成）

第16条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第17条 代議員会は、次の事項について決議する。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 役員（「理事及び監事」を言う。以下同じ）の選任又は解任
- 四 会長及び副会長の選定又は解職
- 五 地区歯科医師会の承認
- 六 役員報酬等の額
- 七 事業計画及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- 八 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- 九 定款の変更
- 十 解散及び残余財産の処分
- 十一 入会金の額並びに会費及び負担金等の額若しくは負担率
- 十二 裁定審議会委員・選挙管理委員会委員の選出

十三 日本歯科医師会代議員及び同予備代議員の選出

十四 その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及び理事会が付議した事項
(開催)

第18条 代議員会は、定時代議員会として毎事業年度終了後、3箇月以内に開催する他、必要がある場合に臨時代議員会を開催する。

(招集)

第19条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 代議員会の招集は、開催前15日までに会議の目的たる事項、日時、場所を代議員に文書をもって通知しなければならない。ただし、書面による議決権の行使を認める場合を除き、緊急の場合は、期間を開催前1週間までに短縮することができる。

3 議決権を有する代議員の5分の1以上の代議員から会長に対し、代議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員会の招集を請求することができる。

(議長・副議長)

第20条 代議員会の議長及び副議長は、代議員選挙後最初に開催される代議員会で、出席代議員によって各1名を互選する。任期中にいずれかが欠けた場合には、代議員会で選出する。

(議決権)

第21条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

2 代議員は、補欠代議員を代理人として議決権を代理行使させることができるものとする。ただし、この場合は、代議員会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。また、代理人となった補欠代議員は、1名につき1個までしか、代理を受任することはできないものとする。

(決議)

第22条 代議員会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 代議員の資格の喪失
- 二 会員の除名
- 三 監事の解任
- 四 定款の変更
- 五 解散
- 六 その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長、副議長及び当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長とする。
- 3 会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とする。
- 4 役員及び代議員は、互に他を兼ねることができない。

(役員を選任及び解任)

第25条 役員は、選挙規則に定めるところにより、代議員会の決議によって選任及び解任する。

- 2 前項の規定に基づく理事の選任は、役職（会長、副会長、理事）毎に分けて行う。
- 3 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 5 役員は、会員の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理し、業務を執行する。
- 3 副会長は3名以内とし、会長を補佐し、予め理事会で決めた順位により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期途中で退任し、又は解任された時は、原則として補欠の選任を行うものとする。補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 増員として選任された役員任期は、他の役員任期の終了する時までとする。

(任期满了等における前任者の職務)

第29条 役員は、法令に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員等の報酬)

第30条 役員に対して、その職務の対価として、代議員会において別に定める報酬等の支給の規則に従って算定した額を代議員会の決議を経て支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給の基準については、別に定める。

(責任の免除)

第31条 役員は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該役員が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務分担の決定
- 三 理事の職務の執行の監督

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め理事会できめた順位に従い、副会長もしくは理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 会計及び財産

(基本財産)

第37条 基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、代議員会が定めることができる。

2 前項の財産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び代議員会の承認を要する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、代議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の第一号から第六号までの書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。理事会の承認を受けた第一号、第三号、第四号及び第六号の書類については、定時代議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号、第四号及び第六号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 役員の名簿
- 三 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第四号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理)

第43条 この定款に定めるほか、財産管理および会計に関する規則は、代議員会の議を経て、別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、代議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、代議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継す

る法人が公益法人であるときを除く。)には、代議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（保有株式等に係る議決権行使の制限）

第48条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補 則

（委 任）

第50条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款施行時において既に選出されている予備代議員、および施行後において新たに地区歯科医師会の規定により選出された予備代議員は、当分の間、定款第14条第9項に定める補欠代議員と読み替える。
- 3 本会の最初の会長は高橋哲夫、副会長は山崎一男、井上恵司、腰原偉旦とする。
- 4 本会の移行の登記後最初の理事は、次に掲げる者とし、その任期は、平成27年6月の定時代議員会の終結の時までとする。
高橋哲夫、山崎一男、井上恵司、腰原偉旦、勝俣正之、榎谷憲敬、小枝義典、贅川勝吉、高野直久、宇佐美伸治、小野沢真一、稲葉孝夫、豊田真基、中島孝至、岡田信夫、大橋正昭、前野雅一
- 5 本会の移行の登記後最初の監事は、次に掲げる者とする。
野元義文、森山憲一、國光隆史
- 6 この定款の施行後最初の代議員及び補欠代議員は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員及び予備代議員として選出された者とし、その任期は、平成27年6月末日までとする。
- 7 この定款施行後の最初の代議員会の議長及び副議長は、第14条と同じ方法で予め行う代議員選挙によって選出された代議員が、予め行う代議員会において選出した者とし、その任期は、それぞれ平成27年6月末日までとする。

8 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(登記の日は、平成26年4月1日)

9 この定款は、平成27年4月1日から施行する。

10 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会定款施行規則

第1章 会 員

(会員の種別)

第1条 定款第6条の第1種会員とは、診療所の開設者または経営者、官庁署、学校、病院等の部課医長（これに準ずる職を含む）以上の職にある歯科医師、法人診療所にあつては、代表者および従たる事務所の長、厚生施設の診療所にあつては代表者ならびに住所のみを有する本会で承認した歯科医師会および支部（以下「地区歯科医師会」という。）に所属する歯科医師をいう。

2 第2種会員とは、第1種会員の診療所に勤務し、地区歯科医師会に所属する歯科医師をいう。

3 第3種会員とは、医育機関ならびに同附属病院および公的医療機関等に勤務、または島しょ地区で開業する歯科医師で、支部に所属する歯科医師をいう。

4 定款第3条第1項および第6条第1項に規定する準会員とは、別に定める準会員規則により歯科医師臨床研修期間中に入会手続きを完了した歯科医師をいう。

5 本会会員は、日本歯科医師会会員にならなければならない。ただし、準会員はこの限りではない。

6 会員の種別につき特別の事情あるものについては、支部長または本会で承認した歯科医師会の会長の調査資料に基づき、理事会でこれを定める。

(入会申込書の記載事項)

第2条 本会に入会しようとする者は、次の事項を所定の様式による入会申込書に記入し、署名、押印の上、地区歯科医師会を通じて、また準会員にあつては直接、本会に提出しなければならない。

(1) 住所、氏名、生年月日、男女別、本籍地

(2) 出身学校、卒業年月日、学位称号

(3) 資格取得年月日、国家試験合格年月日

(4) 登録年月日、登録番号

(5) 職歴、保険歯科医指定年月日

(6) 自己開業、所在地、名称、開設年月日、従業員数、電話番号

(7) 勤務先所在地、勤務先名称

(8) 所属歯科医師会もしくは支部名、または準会員である旨

2 入会申込書については、地区歯科医師会の会長の押印がなされていなければならない。（準会員は除く。）

3 本会に入会しようとする者に対しては、入会申込書に付き諸調査をなし、理事会の決議を経て適格と認められた者を承認し、会員名簿（第2号様式）に登録する。

4 会長は、理事会において入会の諾否を決定したときは、これを本人およびその所属地区歯科医師会に通知しなければならない。また、準会員については本人に直接通知する。

(記載事項変更の届出)

第3条 会員は、第2条の記載事項に変更を生じたときは、その所属地区歯科医師会を通じ、すみやかに、本会に届出なければならない。また、準会員については、本人から直接本会へ届け出るものとする。

(入会金・会費・負担金等の額、徴収及び納入)

第4条 会費及び負担金等は、定款第9条第3項の規定に基づき他の規則に別段の定めのあるものを除き、所

属する地区歯科医師会を經由して本会に納入するものとし、地区歯科医師会は、その所属する会員のために徴収して本会へ送金するものとする。

また、準会員については、本人から直接本会へ納付するものとする。

2 定款第9条第3項に規定する入会金および会費の額は、次の該当各号に定める額とする。

(1) 入会金 別表第1に掲げる額

(2) 年会費 別表第2に掲げる額

3 終身会員は、理事会において承認された翌年度より会費を別表第3に掲げる額に減免する。ただし、特別会費および負担金等は、この限りでない。

4 会員から徴収した会費は、その額に100分の20以上を乗じて得た額を公益目的事業に使用する。

5 本会は代議員会において必要と認めたときに、会員から代議員会において定める額を特別会費として徴収することができる。

6 会員から徴収した特別会費は、その目的のための事業に使用する。

7 入会金・会費・負担金等の徴収、納入方法及び会費の減免手続等については、公益社団法人東京都歯科医師会財産管理及び会計規則で定める。

(退 会)

第5条 本会を退会しようとする者は、次の事項を所定の様式による退会届に記入し、第2条の規定に準じ本会に提出しなければならない。

(1) 住所、就業場所、所属歯科医師会または支部名

(2) 届出年月日、氏名

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。また、退会以外の事由により会員の資格を喪失したときにおいても、会員名簿の登録を抹消する。

(会員の義務および権利)

第6条 会員は、本会の定款、規則および議決に従い、本会の伝統を尊重し、会務の運営に協力しなければならない。また、本会の諸会合に出席しなければならない（ただし、準会員はその限りではない）。

第7条 会員は、医道の高揚および歯科医師の品位保持に努めなければならない。

第8条 会員は、公衆衛生および歯科医療の向上をはかり、保健指導をなし、もって社会の福祉増進に寄与することに努めなければならない。

第9条 会員は、本会役員、代議員、補欠代議員および選挙管理委員に当選したときは、正当な理由のある場合の外、これに就任しなければならない。

第10条 会員は、業務に関する事項につき紛議を生じたときは、その調停方を、本会に依頼することができる。

第11条 会長は、会員の行為が定款第13条第1項各号の1に該当すると認めたときは、その調査書に証拠があるときはこれを添え、処分案に意見を付し、代議員会に提出し、その議決を求めなければならない。

2 前項の審議をなすにあたり、代議員会は本人に弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、代議員会の議決を得たときは、これにより処分方を決定し、その決定事項を本人に通知するものとする。

4 会長は、会員を除名したときは、その会員を会員名簿から削除する。ただし、異議の申立があったときは、その事項が決定するまでは、会員名簿の削除を行わない。

第12条 会員は、定款第13条の規定による処分に不服があるときは、その通知を受けた日から30日以内に本会に異議の申立をすることができる。

- 2 前項の異議の申立があったときには、会長は速やかにこれを決定し、本人に通知するものとする。ただし、代議員会の議決に反する決定をしようとするときは、更に代議員会に付議し、その議決を経なければならぬ。
- 3 異議の申立および決定の手續に関する事項については、その都度理事会で定める。

第2章 歯科医師会の承認

(歯科医師会の承認)

第13条 定款第3条第1項に規定する本会が承認した地区歯科医師会とは、本会の定款に抵触しない定款で設立された東京都内を区域とする歯科医師会であつて、本会の理事会において、次の事項につき審査し、適当と認めるときは、これを代議員会に付議し、その議決に基づき会長がこれを承認する。

- (1) 定款、規則、運営方針
- (2) 本会に対する協力的態度

2 前項により承認したときは、これをその歯科医師会に通知するものとする。

(承認の取消)

第14条 前条により承認した歯科医師会と本会との間に、前条第1項各号の事項につき、くい違いを来たしたときは、代議員会の議を経て本会は、その承認を取消することができる。

第3章 支 部

(支部の設置)

第15条 本会は、定款第3条第2項に規定する支部を本会事務局内に置くことができる。

第16条 支部に関する支部規則は、別に定める。

(支部の解散)

第17条 支部を解散しようとするときは、本会定款第45条の規定を準用してこれを行い、本会の承認を得なければならない。

第4章 選 挙

(選挙の規則)

第18条 選挙に関する規則は別に定める。

第5章 代議員および補欠代議員

(義 務)

第19条 代議員および補欠代議員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(代議員の権能)

第20条 代議員は、代議員会に建議することができる。

第21条 代議員は、自己に関する事項の審議および議決には参与することができない。

第22条 代議員および補欠代議員は、役員を兼ねてはならない。

第6章 歯科に関係ある学校経営

(学校経営)

第23条 本会は、定款第5条第1項第11号の規定により、歯科に関係ある学校の経営に関する事業を行う。

2 前項に関しては、規則で別に定める。

第7章 表 彰

第24条 本会は、歯科医事衛生の向上進歩のため貢献した者のうち該当と認められた者について、代議員会の議を経てこれを表彰する。

2 表彰に関する事項は、別に定める表彰基準による。

第8章 事 務

(事務局の設置)

第25条 本会は、会務を処理するため事務局を設置し、職員を置くことができる。

2 事務局ならびに職員に関する規則は、別に定める。

第9章 雑 則

(施行規則の変更)

第26条 この定款施行規則の変更は、代議員会の議決を必要とするものとする。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

2. この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第2項第1号関係）

会員種別	入会金の額
第1種会員	150,000円
第2種会員	150,000円
第3種会員	0円 ただし、入会后3年を経ずに種別変更をする場合、1年未満の場合は、13万8千円。1年から2年未満は、10万円。2年から3年未満は、5万円。
準会員	0円 ただし、第1種および第2種会員へ種別変更する場合は、在籍中に支払った年会費を差し引いた額。

※ 他道府県歯科医師会へ入会していた者が、日本歯科医師会における都道府県歯科医師会の会員籍を移籍して本会への入会を希望する場合、また、天変地異および有事等により、診療所の移転を余儀なくされた者が、日本歯科医師会における会員籍は移籍せず、本会への入会を希望する場合は、「公益社団法人東京都歯科医師会移籍会員の受入体制整備に伴う規則」による。

別表第2（第4条第2項第2号関係）

会員種別	年会費の額
第1種会員	56,000円
第2種会員	30,000円
第3種会員	12,000円
準会員	2,000円 ただし、第3種会員へ種別変更する場合の初年度会費は、6年分を限度として在籍中に支払った年会費の差額分。

別表第3（第4条第3項関係）

終身会員	4,000円
	ただし、次のいずれかの場合は会費を免除する。 (1) その年度末までに満80歳に到達した終身会員は、翌年度以降の会費を免除する。 (2) 傷病その他特別の理由により会費の納入が極めて困難な場合で、免除申請書、控除前の総所得金額300万円未満を示す所得（課税）証明書等、その他必要な書類は地区歯科医師会を通じて提出し、理事会が適当と認めた場合、1年度分の会費を免除する。なお、会費免除の申請は、1年度分毎に行うものとする。

公益社団法人 東京都歯科医師会委員会等規則

第1章 裁定審議会

(設置)

第1条 本規則は、定款第13条第2項、第17条第1項第十二号及び第50条の規定に基づきこれを定め、「裁定審議会」を設置する。

(定数)

第2条 委員の定数は、7名以内とする。

(委嘱)

第3条 委員は、選挙規則第3条に規定する選挙権および被選挙権を有する者の中から代議員会の議決による指名に基づき会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委嘱された年の7月1日をもって始期とする。ただし、委員が欠けたときは、欠員補充するものとし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は任期が終了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(兼務の禁止)

第5条 委員は、本会の役員および代議員を兼ねることはできない。

(議事)

第6条 裁定審議会は、会員の業権擁護および戒告、除名その他会員の身分に関し審議し、業務に関する紛議を調停し、会務に関する件、会員同志の件、会員個人の訴え等の苦情の処理を行なう。ただし、審議調停等に当っては、当事者およびその者の所属する歯科医師会または支部の意見を徴さなければならない。

(組織)

第7条 裁定審議会に、委員長1名および副委員長1名を置く。委員長および副委員長の選任は、委員の互選による。ただし、委員長が欠けたときは、副委員長がその任を負うものとする。

(定足数)

第8条 裁定審議会は、委員の3分の2以上出席しなければ議事を開くことができない。

(裁定審議会の招集と審議の開始)

第9条 裁定審議会委員長は、会長または会員から審議すべき案件が生じ、審議依頼があったときには、可及的速やかに裁定審議会委員を招集し、会議を開催し、審議に付すべきかを判断しなければならない。

2 裁定審議会委員長は、会員の行為が定款第13条第1項の各号の1に該当すると認めるときは、その調査書に証拠があるときはこれを添え、速やかに審議を開始しなければならない。

(議決)

第10条 議決は、裁定審議会委員の出席者の3分の2以上の多数をもってしなければならない。

(審議会の記録)

第11条 裁定審議会委員長は、審議経過を記録すると共に、報告書として取りまとめ、会長に報告しなければならない。なお、審議記録は非公開とする。

(報告書の取扱い)

第12条 会長は、委員長より報告を受けたときは、これを尊重し、その取扱いを速やかに決定しなければならない。

第2章 選挙管理委員会

(設置)

第13条 本規則は、定款第14条第5項、第17条第1項第十二号及び第50条の規定に基づきこれを定め、「選挙管理委員会」を設置する。

2 本委員会に関する規定は、別に定める。

第3章 委員会

(委員会)

第14条 定款第50条の規定により、本会の運営に必要な委員会を置く。

(委員会の種類)

第15条 委員会は、会長の諮問に応える機関および代議員会の委任事項に関する審議機関の2種とする。

2 会長の諮問機関は常任委員会と臨時委員会とする。

(1) 常任委員会は、会務につき、その部門に属する事項を審議する。

(2) 臨時委員会は、会長が特に臨時に必要と認めたものを審議する。

3 第1項の代議員会の委任事項を審議する機関を特別委員会とする。特別委員会は代議員会の議決により特定の事項を審議する。

(常任委員会の定数)

第16条 常任委員会の委員は、若干名とする。

2 常任委員は、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(常任委員会の任期)

第17条 常任委員の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員は任期が終了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(常任委員会の構成等)

第18条 常任委員会は、委員長1名および副委員長2名以内を互選する。

2 必要のあるときは、常任委員の互選によって小委員若干名を置くことができる。

3 小委員若干名の中から互選によって幹事若干名を置くことができる。

(常任委員会の種類、名称および任務)

第19条 常任委員会の種類、名称および任務は、理事会の議を経て会長が定める。

(臨時委員会)

第20条 臨時委員会の委員の定数等については、第16条第1項および第2項の規定を準用する。

2 臨時委員の任期は、その事項の審議が終了したときをもって解任されるものとする。

(特別委員会)

第21条 特別委員会の委員は、代議員会で選出し、議長が指名し会長が委嘱する。

- 2 特別委員会は、代議員をもって構成する。
- 3 特別委員の定数については、代議員会で定める。
- 4 特別委員の任期は、その事項の審議が終了したときをもって解任されるものとする。

(特別委員会の審議結果報告書)

第22条 特別委員会は、その審議結果を代議員会議長および会長に文書をもって報告するとともに、代議員会に報告しなければならない。

(準用規定)

第23条 第18条の規定は、臨時委員会および特別委員会に準用する。

第4章 参事会

(設置)

第24条 定款第50条の規定により、本会の運営により多くの会員の意見を反映させるため、参事会を置く。

(委嘱)

第25条 参事は、地区歯科医師会の会長をもってこれにあて、会長がこれを委嘱する。

(議事)

第26条 参事会は、参事をもって構成し、会長の諮問に応え、本会の会務運営に協力するとともに、地区歯科医師会との相互連絡を図るものとする。

(召集)

第27条 参事会は、随時必要な場合に会長の招集によって開催し、会長が座長となる。

第5章 顧問および嘱託

(顧問)

第28条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代議員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応え、代議員会または理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

(嘱託)

第29条 嘱託は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

- 2 嘱託は、本会の事業に関し意見を述べることができる。
- 3 嘱託の任期は、その委嘱した会長の在任期間とする。

第6章 補 則

(規則の改廃)

第30条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（登記の日は、平成26年4月1日）

2. この規則は、平成27年6月25日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会選挙規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款第14条第5項、同第7項、第17条、第25条および定款施行規則第18条の規定に基づき、会長、副会長、理事、監事および東京都歯科医師会（以下、本会という。）代議員、補欠代議員ならびに日本歯科医師会（以下、日歯という。）代議員、同予備代議員、日歯会長選挙に伴う選挙人、同補欠選挙人に関する選挙等について定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、歯科医師としての矜持と品位を保ち、良心と職責にはじめよう良識をもって厳正に施行する。

(選挙権及び被選挙権)

第3条 定款第6条、定款施行規則第1条の規定による会員にして、入会申込み後、定款施行規則第2条第3項の規定により理事会の承認を得た者は、承認を受けた月の翌月より、選挙権および被選挙権を有する。ただし、定款その他の規則により選挙権および被選挙権に制限を加えられた者はこの限りでない。

(選挙権及び被選挙権を有する地区)

第4条 2以上の歯科医師会または支部に属する会員は、本会へ登録している歯科医師会もしくは支部に限り、選挙権および被選挙権を有するものとする。

(議 案)

第5条 理事会は、代議員会の目的である役員を選任、本会代議員及び補欠代議員選挙、日歯代議員、同予備代議員選挙ならびに日歯会長予備選挙に伴う選挙人、同補欠選挙人の選出に係る議案を決定する。

(本会代議員および補欠代議員の選挙権者名簿)

第6条 本会は、定款第3条に規定する歯科医師会および支部毎に、選挙までに第3条に規定する会員名簿を作成しなければならない。

2 前項の規定により作成された会員名簿に記載された者をもって本会代議員および補欠代議員の選挙権者とする。

3 第1項の規定にかかわらず会員名簿の作成は、定款第3条に規定する歯科医師会および支部に委託することができる。

(役員並びに日歯代議員および同予備代議員の選挙権者名簿)

第7条 役員選挙に使用する代議員名簿並びに日歯代議員および同予備代議員の選挙に使用する代議員名簿は、選挙までに本会が作成しなければならない。

2 前項の規定による日歯代議員および同予備代議員の選挙に使用する代議員名簿は、日歯第1種および第2種会員で作成しなければならない。

3 第1項及び第2項の規定により作成された代議員名簿に記載された者をもって選挙権者とする。

4 定款第21条第2項に基づく補欠代議員もまた選挙権者となる。

(選挙権者名簿の閲覧)

第8条 選挙権および被選挙権を有する者は、第6条および第7条の名簿を閲覧することができる。

(会場の閉鎖)

第9条 議長は、選挙開始を宣言すると同時に会場の出入口を閉鎖し、出席した選挙権者の数を確認しなければならない。

(投票立会人および開票立会人)

第10条 議長は、出席代議員の中から投票および開票立会人7名を指名し、投票および開票に立合せなければならない。

(投票用紙の作成)

第11条 投票用紙は、選挙管理委員会が作成する。

(投票用紙の手交)

第12条 投票用紙は、投票場において選挙管理委員から選挙権者に手交する。

(投票所における秩序保持)

第13条 投票が開始されたときは、何人も演説討論をなし、もしくは喧騒にわたり、または協議勧誘をなし、その他選挙の秩序を乱すようなことをしてはならない。

2 前項の規定に抵触する行為をした者に対し、議長はこれを制止し、または退場させることができる。

3 議長は、前項により退場させられた者については、投票の最後に投票させることができる。

(投票箱の閉鎖)

第14条 選挙管理委員長は、投票が終わったときは、その旨を議長に報告し、議長は投票終了を宣告してから、投票箱を閉鎖させる。

2 前項の宣告のあった後は、投票することはできない。

(開票)

第15条 選挙管理委員は、投票箱を開き、投票の総数と投票者の総数を計算する。

2 前項において無効投票の判定については、選挙管理委員長は、開票立会人の意見を聞かなければならない。

(無効投票)

第16条 次の投票は無効とする。

2 単記無記名投票の場合

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 候補者以外の氏名を記載したもの。
- (3) 複数の氏名を記載したもの。
- (4) 被選挙権のない者を記載したもの。
- (5) 他事を記載したもの。ただし、敬称の類はこの限りではない。
- (6) 確認のでき難いもの。

3 連記記号式投票の場合

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) ●の記号を投票用紙の記載欄に記載しないもの
- (3) ●の記号以外の事項を記載したもの
- (4) 候補者の何人に対して●の記号を記載したか確認のでき難いもの
- (5) ●の記号を自ら記載しないもの
- (6) 定数内連記記号式投票においては、定められた数を超え●の記号を候補者の投票欄に記載したもの

(当選者の決定と報告)

第17条 選挙管理委員長は、当選者が決定したときは直ちにこれを議長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた議長は、速やかにこれを議場および会長に報告しなければならない。

(当選者への通知および辞退)

第18条 前条第2項の報告を受けた会長は、速やかにその旨を当選者に通知しなければならない。

2 当選者が、その当選の通知を受けてから5日以内に辞退の申出をしなければ承認したものとみなされる。

(選挙の期日)

第19条 選挙は、その任期満了の前90日以内にこれを行なう。

(選挙期日の公示)

第20条 選挙期日は、理事会の議を経て会長がこれを定め、選挙日の15日前までに公示しなければならない。

(選挙期日の公示方法)

第21条 選挙期日は、本会館公示板に公示するとともに会員ならびに本会で承認する歯科医師会および支部に通知しなければならない。

2 公示には、選挙期日、選挙場所、届出受付場所ならびに第22条に規定する事項、その他必要な事項を記載しなければならない。

(立候補または推薦候補の届出および辞退)

第22条 候補者は、その氏名、生年月日、本会会員名簿に登録されている住所・名称、略歴ならびに立候補の趣意書を添えて、選挙日の10日前までに本会に届出なければならない。また、推薦候補者にあつては、推薦者2名以上の署名押印ある推薦書と本人の承諾書を同時に届出なければならない。

2 前項の立候補または推薦候補の届出は、土日祝日および本会の休日を除く平日5日間以内とし、午前9時30分から午後5時30分までの間にしなければならない。なお、届出にあつては、郵送は認めない。

3 候補を辞退したときは、速やかに本会に文書をもって届出なければならない。

(届出書受理の通知および掲示)

第23条 前条に規定する候補者の届出書を受けたときは、選挙管理委員会は、立候補の届出にあつては立候補者に、推薦候補者にあつては推薦届出の代表者にそれぞれその旨を通知し、かつ、各選挙につき候補者の氏名を公示板に掲示しなければならない。

2 前項の掲示は、選挙の当日まで掲示するものとする。

(候補者一覧表の作成および送付)

第24条 選挙管理委員会は、候補者一覧表を作成し、選挙権者にすみやかに送付しなければならない。

(候補者または推薦者の演説)

第25条 会長候補者の演説および推薦人の推薦演説は、その都度選挙管理委員会の定めに従うものとする。ただし、演説の順位はその届出の順位による。

2 会長以外の候補者および推薦候補者については、これを行なわない。

(候補者または推薦者が代議員でない場合)

第26条 候補者または推薦者が代議員でない場合、その当事者から要求があつたときは、候補者本人ならびに推薦者1名まで代議員会に出席させなければならない。ただし、出席した代議員でない候補者または推薦者は、前条に規定する演説をするほか一切発言することは許されない。

(補欠選挙)

第27条 役員に欠員が生じた場合、理事会の議決により、代議員会で補欠選挙を行う。

- 2 本会補欠代議員に欠員が生じたときは、欠員が生じた地区歯科医師会において補欠選挙を行う。
- 3 日歯代議員及び同予備代議員に欠員が生じたときは、代議員会で補欠選挙を行う。

第2章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

第28条 この規則において、選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。ただし、議場における選挙の執行は、代議員会議長（以下、「議長」という。）の指揮下に入る。

(選挙管理委員会)

第29条 選挙管理委員会は、委員7名をもって組織する。

- 2 委員は、第3条に規定する選挙権および被選挙権を有する者の中から代議員会の議決による指名に基づいて会長が委嘱する。
- 3 代議員会は、前項の規定による委員の指名を行う場合においては、同時に各委員の補欠委員7名を序列を付して指名しなければならない。
- 4 補欠委員は、委員が欠けた場合または事故のある場合に、当該委員の職務を行なう。
- 5 委員の任期は、2年とし、委嘱された年の7月1日をもって始期とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、委員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。
- 7 委員は、本会役員および代議員、補欠代議員ならびに日歯代議員、同予備代議員を兼ねることはできない。
- 8 委員は、在任中第23条に規定する役員候補者となり、または同条に規定する候補者ならびに日歯代議員、同予備代議員を推薦することができない。
- 9 候補者の資格審査は、選挙管理委員会で行なう。
- 10 第2項、第5項、第7項および第8項の規定は、補欠委員について準用する。
- 11 選挙管理委員会の委員長および副委員長は、その委員の互選による。

(選挙録の提出及び保存)

第30条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記載した選挙録を選挙の経過毎に作成しなければならない。

- 2 選挙録は、出席した選挙管理委員会委員全員これに記名押印しなければならない。
- 3 前項の選挙録のうち、議場における選挙の執行に関する選挙録については、議長、副議長及び当日議長の指名した代議員2人は、これに署名押印しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、選挙録を会長に渡し、会長はこれを2年間保存しなければならない。

第3章 役員選挙

(選挙の場所)

第31条 役員選挙は、定款第17条および第25条の規定により、代議員会においてこれを行なう。

(候補者および理事の選任)

第32条 役員の選挙は、立候補者または推薦候補者についてこれを行なう。

(選挙の方法)

第33条 選挙は投票によってこれを行なう。

- 2 投票は、1人1票とする。
- 3 副会長、理事、監事選挙の投票は、定数内連記記号式投票とする。
- 4 定数1名の選挙の投票は、単記無記名とする。
- 5 役員選挙は、会長、副会長、理事、監事の順で行う。

(連記記号式投票方法)

第34条 選挙人は、会長及び定数1名の選挙を除き、各選挙の投票については、あらかじめ候補者の氏名が印刷されてある投票用紙の投票欄に、●の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

- 2 前項による連記記号式投票の場合における投票用紙に印刷する候補者の氏名の記載順序は、受付順とする。

(当選者)

第35条 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに定款第22条第1項の決議を行わなければならない。

- 2 役員の候補者の合計数が定款第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の得票を得た候補者の中から得票数の多い順に定数までを当選者とする。
- 3 初回の投票により、当選者が定数に満たない場合、当選者を除いた得票数の多い順から、残り定数に1名を加えた順位の候補者で、再度、投票を行うものとする。
- 4 前項の投票により、当選者が定数に満たない場合、改めて、選挙を行うことができる。
- 5 得票数が過半数を超え、同数の者が複数のときは、選挙管理委員会によるくじによって決める。くじの方法は選挙管理委員会の定めによる。

(繰上げ当選の可否)

第36条 役員の選挙については繰上げ当選を認めない。

第4章 代議員および補欠代議員の選挙

(東京都歯科医師会代議員および補欠代議員の選挙)

第37条 本会代議員および補欠代議員の選挙は、定款第14条第4項、第5項、第8項、第11項および第12項の規定により、本会で承認した歯科医師会および支部に委託して行なう。

(代議員会の議長および副議長の選出)

第38条 代議員会議長および同副議長は、代議員選挙後の最初の代議員会でこれを互選する。

第5章 日歯代議員および予備代議員の選挙等

(日本歯科医師会理事候補者の推薦)

第39条 東京地区選出日歯理事候補者の推薦依頼があったときは、本会選出日歯代議員と協議の上、本会理事会において推薦する。

(日歯代議員および同予備代議員の選挙)

第40条 東京都地区選出日歯代議員および同予備代議員は、本会代議員会において、第3条及び第7条第2項の規定に基づく日歯の会員（第1種会員および第2種会員）である本会の会員の中から、投票によって選挙する。

(投票の方法)

第41条 東京都地区選出日歯代議員および同予備代議員の投票方法については、定数内連記記号式投票とする。

(当選者)

第42条 得票の多い順から定数までの者を当選者とする。

2 下位の得票数が同数の者が複数のときは、選挙管理委員会によるくじによって決める。くじの方法は選挙管理委員会の定めによる。

3 当選者が欠けた場合、繰り上げ当選は認めない。

(日歯会長予備選挙の選挙人及び同補欠選挙人の選任)

第43条 日歯会長予備選挙に伴う選挙人は、日歯会長予備選挙規則第18条の規定に基づき、本会代議員会において日歯の会員（第1種会員および第2種会員）である本会会員の中から選任する。

2 選挙人の員数は、日歯会長予備選挙規則第19条による。

3 第1項の選挙人を選任するとき、同時に補欠選挙人若干名の選任を行う。

第6章 補 則

(準用規定)

第44条 この規則に定めるもののほか、本会において行なう選挙については、この規則を準用する。

(判別し難い事由が発生した場合の対応)

第45条 この規則に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等においても判別し難い事由が発生したときは、代議員会の議決によるものとする。

(規則の改廃)

第46条 この選挙規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を要する。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会 代議員会議事規則

第1章 総 則

第1条 開会の時刻に至る時は、議長、副議長その席につき、出席代議員の氏名を点呼する。

第2条 代議員が欠席するときは、予め議長に届け出なければならない。また、代議員の代理として補欠代議員が出席する場合には、直ちに文書をもって議長に届けでるものとする。

第3条 会議は、特別のことがない限り次の順序による。

- (1) 開 会
- (2) 点 呼
- (3) 会長の挨拶
- (4) 議長、副議長の選挙
- (5) 議事録署名人の選定
- (6) 役員の報告
- (7) 特別委員会の報告
- (8) 議案の審議
- (9) 役員の選挙
- (10) 閉 会

第4条 代議員が会議中に出席したときは、自らその旨を議長に申告し、また、退席するときは、議長の許可を得なければならない。

第5条 議長は、議事日程に記載した議事が終わったときは、散会を宣告する。

2 会議が終らない場合でも議長は、過半数の賛成を得て休憩、延会または散会をすることができる。

第6条 議長が会議を開くことを宣告する前、または休憩、散会もしくは延会を宣した後は、何人も議事について発言することはできない。

第2章 議 事 日 程

第7条 議事日程には、会議の日時、場所および会議に付する事項、ならびにその順序を記載しなければならない。

第3章 議 事

第8条 議長は、議事の採否の宣告に先立って理事に議案の朗読をさせる。ただし、議長の意見または会議によりそれを省略することができる。

第9条 議事において議長の意見または会議により議題の全部を一括し、或は逐条の順序を変更し、または数条を連結し、もしくは各条を分割して付議することができる。

第10条 前条による採決は議案全体を議題として議決する。この場合において字句の修正、条項の変更の外修正または討議することができない。ただし、議案中たがいに抵触すること、または法律、政令、定款

等に抵触することを発見したときに、必要な修正を動議とすることは、この限りでない。

第11条 特別委員会の審議した事項が議題となったときは、まず委員長がその経過および結果を報告しなければならない。

2 委員長が前項の報告をする場合には、自己の意見を加えてはならない。

第12条 議案については質疑終了後討議に入り、その終結の場合初めて議決に付する。

第13条 議決の条項中、字句の整理を議長に委任することができる。

第4章 発 言

第14条 すべて会議において発言するときは、議長の許可を得なければならない。

第15条 2名以上が発言を求めたときは、議長は、発言順に発言を許可する。

第16条 発言は、すべて簡明であって議題内に限り、またはその範囲を超えてはならない。

第17条 議事日程に記載したことについて討論しようとする者は、反対または賛成の旨を明らかにして発言しなければならない。

第18条 質疑または討論を終わったときは、議長は、その終局を宣告する。

第5章 動 議

(動議の提出)

第19条 代議員は、動議を提出できる。

2 前項に規定による動議の提出は、提案理由を付し、発議者の他に10名以上の賛成者と共に連署して、議長に提出しなければならない。

3 議事進行に関する動議は、前項の規定によらない。

(修正動議の提出)

第20条 修正案の動議は、その案に1名以上の賛成者とともに連署して議長にこれを提出しなければならない。

(動議の取扱い)

第21条 議長は、前2条に規定する動議について、議場に諮り、過半数の賛成を得た場合、これを議題とすることができる。

第6章 議 決

第22条 議決の場合議場にいない者は、議決に加わることはできない。

第23条 議長が議決を採ろうとするときは、議決に付する議題を宣告しなければならない。

2 議長が議決に付する議題を宣告した後は、何人も議題の内容にわたる発言をすることはできない。

第24条 議長は議決を採ろうとするときは、議題を可とする者を起立または挙手させ、起立者または挙手者の多少を認定し、可否の結果を宣告する。

2 議長は、前項において可否の結果を認定しがたいときは、記名投票で議決を採らなければならない。

3 前項の記名投票を行なうときは、議題の可否だけを記入して投票箱に投入する。

第25条 議長は、議題について異議の有無を会議にはかるものとする。異議がないときは、議長は可決の旨

を宣告する。

第26条 修正案および原案がともに過半数の賛成を得なかった場合には、さらに修正案を提出することができる。

第27条 議題の外、議事中に起った一切の事項は、議長の権限で、または会議にはかり処理しなければならない。

第7章 議事付託に関する特別委員会

第28条 議案の調査、文案の起草または議事運営に関し、必要があるときは議長または会議により、議事付託に関する特別委員会（以下「委員会」という。）に付託することができる。

2 委員会に必要な規則は、別に定める。

第29条 委員は議長が指名し、または代議員に互選させることができる。

第30条 委員会においては、委員長1名、副委員長2名以内を互選しなければならない。

第31条 委員会は、委員長がこれを招集する。

第32条 委員長は、この会議の開催中においても議長の許可を得て委員会を招集することができる。

第33条 委員会の審議は、会議の付託した案件以外にわたることはできない。

第34条 委員長は、委員会の議事を整理し、その経過および結果を会議に報告しなければならない。

第35条 委員会は、委員半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第36条 委員会の決議は、出席者の過半数をもってしなければならない。可否同数のときは、委員長がこれをきめる。

第8章 議事録

第37条 議事録は、次の事項を記載する。

- (1) 会議の回数、名称、開会および閉会に関する事項、場所、および年月日
- (2) 出席代議員および役員の氏名
- (3) 会議で行なった選挙の結果
- (4) 議長および委員長の報告事項
- (5) 会議に付した議案の題目
- (6) 議題となった動議および動議者の氏名
- (7) 議決の事項
- (8) 可否の数を計算したときはその数
- (9) 議長において必要と認めた事項

第38条 議事録は、議長・副議長および当日議長の指名した出席代議員2名がこれに署名押印し、これを本会に保管する。

第9章 雑 則

第39条 この規則を変更し、または廃止しようとする場合は代議員会の議決を得なければならない。

附 則

1. この代議員会議事規則は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この規則施行にあたり、既存の運営規程のうち第7章議事規則は廃止する。
3. この代議員会議事規則は、平成5年6月17日から施行する。
4. この代議員会議事規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

予算決算特別委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会代議員会議事規則第28条第2項の規定によりこれを定める。

(名 称)

第2条 この委員会を予算決算特別委員会という。

(目 的)

第3条 この委員会は、予算、決算等を代議員会に上程する前に審査を行なうことを目的とする。

(審査事項)

第4条 この委員会は、理事より提出された事業計画、収支予算、事業報告、決算およびその他の議案等の書類を審査し、代議員会に報告しなければならない。

(財産管理および会計規則等改廃案の検討等)

第5条 この委員会は、前2条に規定する事項のほか、次の事項を審査する。

- (1) 本会の財産管理および会計規則の改廃案の検討
- (2) 本会の監査規則の改廃案の検討
- (3) 会計区分の改廃および設置に関する事項
- (4) 本会の財産および会計の管理および処分に関する事項
- (5) 代議員会より委任を受けた事項の調査および審査

(委員の定数)

第6条 この委員会の委員は、12名以内とし、代議員の互選により選出する。

(委員長および副委員長)

第7条 この委員会に委員長1名および副委員長2名以内を置く。

2 前項の委員長および副委員長は、委員の互選により決める。

(小委員会)

第8条 この委員会は、委員のうち、若干名を小委員会の委員とすることができる。

第9条 小委員会は、委員会より命ぜられた調査および起案を行なうものとする。

(委員会または小委員会の招集等)

第10条 この委員会は委員長がこれを掌理し、委員会または小委員会を招集し、会議の座長となる。

2 前項の委員会および小委員会の招集は、議長と協議のうえ、行なわなければならない。

(議長および副議長の委員会等への出席等)

第11条 議長および副議長は、委員会または小委員会に出席し、質問し、または意見を申し述べるができる。

(委員の任期)

第12条 この委員会の委員の任期は、代議員としての任期とする。

(委員資格の喪失)

第13条 この委員会の委員は、代議員の資格を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

(委員の補欠補充)

第14条 この委員会の委員の補欠補充は、第6条の規定を準用する。

(委員会への招致)

第15条 委員長は必要に応じて監事、会計担当理事および関係役職員を委員会に出席させることができる。

(財務書類の審査突合)

第16条 この委員会は、本会の財務書類の審査突合を行わなければならない。ただし、証憑書類との突合審査は、必要欠くことのできないものを除き、その必要はない。

(調査審査上の制限)

第17条 この委員会の調査審査は、本会の業務執行を著しく阻害してはならない。

(審査結果の代議員会への報告)

第18条 委員長は、委員会の審査結果を当該議案の提案理由の説明終了後、代議員会に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第19条 この委員会に関する事務は、議長の命により本会総務課が担当するものとする。

(規則の改廃手続)

第20条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成11年4月1日から施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

予算決算特別委員会運営規則

第1条 この規則は、予算決算特別委員会規則に基づき、本委員会の運営に関する事項を定める。

第2条 本委員会は、予算決算特別委員会規則（以下「規則」という。）第4条に規定する決算およびその関連事項の審査については、概ね次の点に重点をおいて審議するものとする。

- 1 事業計画と予算、決算との関連性の適否
- 2 会費未収額処置の適否
- 3 財産処分に関する処理の適否
- 4 監事の監査報告書によって指摘された事項
- 5 定款、財産管理および会計規則、ならびに監査規則の遵法の有無
- 6 会計区分改廃の適否
- 7 財政の在り方と財政規模の適否
- 8 会費賦課徴収方法の適否

第3条 本委員会は、規則第5条に規定する事項の審査については、特に重要な案件に対しては意見を添えて議長に報告しなければならない。

第4条 本委員会は、規則第16条に規定する財務書類の審査突合について、監事の証言によってその必要のないことを認めた場合は、これを省略することができる。

第5条 本委員会は、規則第4条および第5条に規定する審査事項の審議にあたり、座長は出席委員の3分の2以上の賛成がなければ可否を決定してはならない。

第6条 本委員会は、規則第15条に規定する関係役職員の委員会出席要請は、本会専務理事を経由するものとする。

第7条 委員会は、規則第18条に規定する審査結果の代議員会への報告のほか、委員会終了後できるだけ早く審査内容を記載した報告書を議長を経て代議員に送付しなければならない。

第8条 本委員会委員は、委員会において審議した事項を個人の主観により文章を代議員に配布することはできない。

第9条 この規則に規定したもののほか、議事運営は、本会の議事運営特別委員会規則によるものとする。

第10条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、本委員会の審議を経て代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和46年9月28日から施行する。
2. この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

（登記の日、平成26年4月1日）

公益社団法人 東京都歯科医師会

議事運営特別委員会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会代議員会議事規則第28条第2項および公益社団法人東京都歯科医師会予算決算特別委員会運営規則第9条の規定に基づき、これを定める。

(名 称)

第2条 本委員会を議事運営特別委員会という。

(目 的)

第3条 本委員会は、代議員会の議案のうち、予算決算特別委員会の担当に属するものを除く議案のすべてについて代議員会より付託された議案を調査し、文案の起草を行ない、又は議事運営の合理化を図り、もって議事の正常にして、かつ、円滑な審議を期することを目的とする。

(予算決算関係議案上程後の分担)

第4条 代議員会の議案のうち、予算決算及びその直接関係議案の審査は、予算決算特別委員会が行なうも、その議案が上程された後の議事運営に関しては本委員会が担当するものとする。

(委員の定数)

第5条 本委員会の委員は、12名以内とし、代議員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長)

第6条 本委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 前項の委員長及び副委員長は、委員の互選により決める。

(小委員会)

第7条 本委員会は、委員のうち、若干名を小委員会の委員とすることができる。

第8条 小委員会は、委員会より命ぜられた調査及び起案を行なうものとする。

(委員会又は小委員会の招集)

第9条 本委員会は、委員長がこれを掌理し、委員会又は小委員会を招集し、会議の座長となる。

2 前項の委員会及び小委員会の招集は、議長と協議のうえ、行なわなければならない。

3 代議員会開議中において議長が特に緊急を要すると認めるとき、議長は、委員を招集し、委員会を開催することができる。

(議長及び副議長の委員会等への出席等)

第10条 議長及び副議長は、委員会又は小委員会に出席し、質問し、又は意見を申し述べるができる。

(委員の任期)

第11条 本委員会の委員の任期は、代議員としての任期による。

(委員資格の喪失)

第12条 本委員会の委員は、代議員の資格を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

(委員の補欠補充)

第13条 本委員会の委員の補欠補充は、第5条の規定を準用する。

(委員会への招致)

第14条 委員長は、必要に応じて関係役職員を委員会に出席させることができる。

(代議員会議長への報告)

第15条 委員長は、委員会の審議結果を代議員会議長に報告しなければならない。

(委員会の事務)

第16条 本委員会に関する事務は、議長の命により本会総務課が担当するものとする。

(規則改廃手続)

第17条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を得なければならない。

(施行細則の制定)

第18条 この規則に定めるもののほか、議事運営に関し必要な施行細則は、別に決める。

附 則

1. この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成11年4月1日から施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

財産管理および会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款第43条の規定に基づいて、これを定める。

(会計の区分)

第2条 本会の会計は次のとおりとする。

- (1) 公益目的事業会計
- (2) 収益事業等会計
- (3) 法人会計

2 前項の会計については、法令の要請等により必要とされる場合は、更に会計区分を設けることができる。

(財務書類)

第3条 本会の財務書類とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 附属明細書
- (5) その他財務に関する一切の書類

(予算の作成、議決および報告)

第4条 会長は、毎年翌年度の各会計に関する損益収支予算案を作成する他、資金収支予算を作成し内部管理を行うものとする。

2 前項の損益収支予算案は、理事会の議決を経て、1月31日までに、予算決算特別委員会に提出しなければならない。

3 前項の損益収支予算案は、定款第18条の規定に基づき開催する代議員会に提出し、議決を経なければならない。

(予算の修正)

第5条 会長は、予算の成立後に生じた理由に基づいて、既に成立した予算に変更を加える必要があるときは、補正予算案を作成し、予算作成の手續に従い、これを提出することができる。

(予算の目的外使用の禁止および流用)

第6条 経費は、予算の定めた目的のために使用しなければならない。

2 第2条に定める会計における流用は、法令および他の規則に別段の定めのある場合を除き、理事会の議決を経て、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の各同一会計内において金額を相互に流用することができる。

(会費、負担金および福祉総合保険料の納入)

第7条 会費、負担金および福祉総合保険料は、その会員の所属する歯科医師会または支部を経由して本会に納入するものとする。

(会費、負担金および福祉総合保険料の徴収および納期)

第8条 会費は、前期分は5月31日までに、後期分は10月31日までにそれぞれ納入するものとする。ただ

し、第3種会員は5月31日までに、準会員は6月30日までに、全期分を一括して納入するものとする。

2 医事処理負担金、福祉総合保険料の徴収および納期は、別に定める規則に基づくものとする。

3 特別の会費、または負担金の徴収および納期は、代議員会において定める。

(会費の減免および免除)

第9条 定款第6条第4項に定める終身会員は、理事会において承認された翌年度より、その会費を定款施行規則別表第3に掲げる額とする。ただし、次のいずれかの場合は会費を免除する。

(1) その年度末までに満80歳に到達した終身会員

(2) 傷病その他特別の理由により会費の納入が極めて困難な場合で、理事会が適当と認めた終身会員。

2 第1項第2号の理由に該当し会費の免除を受けようとする者は、次の書類を地区歯科医師会を通じて本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 会費免除申請書

(2) 前年における控除前の総所得金額300万円未満を示す所得（課税）証明書等

(3) 地区歯科医師会会長の意見書

(4) その他必要な書類として、本会が求めるもの

3 第1項第1号の理由による会費免除対象年度は、その年度末までに満80歳に到達した年度の翌年度以降の会費とする。また、第1項第2号の理由による場合は、第2項第2号の所得（課税）証明書に示された所得の年の翌年度の前期分及び後期分による一年度分とし、会費免除の事由が二年度分以上続く場合は、一年度分毎に会費免除申請を行うものとする。

4 地区歯科医師会は、前項の申請書類を、会員から申請がなされた年の12月末日までに送付しなければならない。

5 本会は理事会において審査のうえ、会費免除の適用者を決定したときは、地区歯科医師会を経て本人に通知する。

(入会の時期による会費の減額および年度の途中で死亡、または退会した会員の会費)

第10条 事業年度の4月1日から9月30日までに入会した会員の会費は、その年度の年額の全額とし、10月1日以後入会した会員の会費は、その年度の年額の2分の1の金額とする。ただし、入会金および医事処理負担金については、この限りでない。

2 9月30日までに死亡、または退会した場合の会員の会費は、その年度の年額の2分の1の金額とする。

3 福祉総合保険料は、別に定める規則に基づくものとする。

4 準会員は本条の1から3項の規定を適用せず、入会時に年会費全額を納入するものとする。

(決算)

第11条 会長は、毎事業年度終了後、第3条に掲げる財務書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を受けなければならない。

2 会長は、理事会の議決を受けた財務書類を定時代議員会に提出し、承認を受けなければならない。

(決算の委員会提出)

第12条 会長は、前条に規定する書類を理事会の議決を経て、定時代議員会までに代議員会議長を通じ、予算決算特別委員会に提出しなければならない。

(財産目録の作成)

第13条 財産目録は、資産、負債の内容を個別に明細に表示しなければならない。

(資産の目的外使用の禁止)

第14条 第2条に定める会計の資産のうち、他の規則に別段の定めのあるものおよび法令の要請等により、その目的が定められた資産は、その目的のほかこれを流用、または借入金担保等に使用することができない。

(資産の積立)

第15条 本会は、定款に掲げる目的を達成するため、必要により第22条に区分する資産を定め、第2条第1項の会計に、理事会の議決を経て、積み立てることができる。なお、基本財産は理事会および代議員会の議決を経なければならない。

2 前項のうち、特定資産として積み立てる資産は、別途定める取扱規程に基づき取り扱わなければならない。

(財産管理および会計出納の責任)

第16条 本会の財産の管理および会計出納の最終責任は、会長がこれを負うものとする。

2 会長は、前項の管理および会計の出納を専務理事および会計担当理事に行なわせるものとする。

(専務理事の財務統括)

第17条 専務理事は、会長の旨を受けて、本会の会計、財産管理および財務書類管理の統括を行なうものとする。

(会計担当理事の財務管理)

第18条 会計担当理事は、会長、専務理事の旨を受けて本会の会計、財産管理および財務書類の管理に対して直接その衝にあたり、直接責任を負うものとする。ただし、その事務は事務局長が処理するものとする。

2 所管担当理事は、その所管にかかわる財務書類に対して直接責任を負うものとする。

(収入の受納、経費の支出、物品の出納等の決裁)

第19条 次の事項は、専務理事および会計担当理事の決裁でこれを施行する。ただし、日常使用する物品の出納は、会計課長、または会計課職員をして取り扱わせることができる。

- (1) 諸収入の受納
- (2) 経費の支出
- (3) 物品の出納
- (4) 物品の貸借

(為替手形および約束手形の振出)

第20条 本会は、代議員会の議決を経なければ、為替手形および約束手形を振出すことができない。

(金銭出納の統一)

第21条 本会会計のすべての金銭出納は、会計課において行ない、その事業にかかる事務は、その所管の課において行なうものとする。

(固定資産の範囲)

第22条 固定資産とは次の各号をいい、基本財産、特定資産、その他固定資産に区別する。

- (1) 基本財産
代議員会が基本財産とすることを決議した財産
- (2) 特定資産
特定の目的のために用途等に制約を課した資産
- (3) その他固定資産
基本財産および特定資産以外の資産で、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上の資産

2 物品とは、消耗品およびその取得価額が10万円未満又は耐用年数1年未満の備品等をいう。

(固定資産の取得価額)

第23条 固定資産の取得価額は、次の各号による。

- (1) 購入により取得した資産は、公正な取引に基づく購入価額にその付帯費用を加えた額
- (2) 贈与により取得した資産は、その資産の時価等を基準とした公正な評価額によるものとする

(減価償却)

第24条 固定資産の減価償却については、毎事業年度末に定額法によりこれを行う。

2 定額法により毎事業年度末に行われた減価償却費は、直接法により処理するものとする。

(金銭、固定資産および物品出納管理の担当)

第25条 本会会計のすべての金銭、固定資産および物品出納管理は、会計担当理事の旨を受けて事務局長が担当するものとする。ただし、事務局長は、その事務を会計課職員に分担させることができる。

(委託事業にかかる金銭出納)

第26条 委託事業は、理事会の議決を経て、所管課において行なうも、その事業にかかる金銭出納は、専務理事および会計担当理事の決裁を受け、会計課長がその会計事務を行なうものとする。

(固定資産の保管責任)

第27条 本会の固定資産は、専務理事が保管の責任を負うものとする。

(金銭、固定資産および物品出納事務取扱者の責任)

第28条 金銭、固定資産および物品の出納事務を処理する職員は、その出納の責を負うものとする。

(会計帳簿等の記帳整理)

第29条 会計帳簿又はこれに関する資料は電磁的記録をもって作成することができる。

(冠婚葬祭の金銭領収書)

第30条 冠婚葬祭に関する支出において、その金銭を受けべき本人の領収書を取得することが困難な場合は、本会からその金銭を受取り、本人に直接交付した者の領収証をもって代えることができる。ただし、監事から異議の申立があったときは、この限りでない。

(資金の管理運用)

第31条 資金の管理運用については、別に定める資金管理運用細則に基づき行うものとする。

(使用料、手数料の徴収)

第32条 本会は、使用料および手数料を徴収することができる。

2 前項の徴収の方法、金額等は、理事会の議決によるものとする。

(刊行物の価格の決定)

第33条 本会刊行の雑誌、広報等刊行物の価格は、理事会の議決によるものとする。

(東京都歯科医師会、日本歯科医師会共有財産の管理)

第34条 東京都歯科医師会および日本歯科医師会の共有財産の管理については、両会協議のうえ決定するものとする。

(月次現況の報告)

第35条 会計課長は、毎月月末現在において、各会計単位の予算執行および財産状況について会計担当理事に報告しなければならない。

(予算執行状況の理事会への報告)

第36条 会計担当理事は、毎月、正味財産増減計算書および貸借対照表等の計算書類により、予算執行状況および財産の状況について理事会に報告しなければならない。また、毎事業年度終了後、その事業年度

にかかる予算執行状況を理事会に報告しなければならない。

(固定資産の管理)

第37条 本会に固定資産台帳を備え、固定資産の保全状況および移動について所要の記録を行い、固定資産を管理しなければならない。

2 前号の台帳は、物品名称、数量、取得年月日、取得価格および購入先を記載するものとしたものでなければならない。

(職員その他の者の給与の決定)

第38条 本会の職員、その他の者の給与に関しては、理事会の議決によるものとする。

(東京都知事への報告)

第39条 会長は、次に掲げる書類を作成し、毎事業年度開始の前日までに東京都知事に提出報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画書
- (2) 当該年度の収支予算書（損益収支予算書）
- (3) 当該年度の資金調達及び設備投資の見込を記載した書類
- (4) その他必要な一切の書類

2 会長は、毎事業年度終了後、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に掲げる書類を3カ月以内に作成し、東京都知事に提出報告しなければならない。

(この規則の変更、廃止)

第40条 この規則を変更し、もしくは廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

(細則の制定)

第41条 この規則に定めるもののほか、財産管理および会計に関して必要な場合は、細則を理事会で定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和35年3月1日から施行する。
- 2 この財産管理および会計規則施行にあたり、既存の運営規程のうち第12章財産の管理および会計は廃止する。
- 3 この規則は、昭和38年11月9日から施行する。
- 4 この規則は、昭和39年3月19日から施行する。
- 5 この規則は、昭和52年3月1日から施行する。
- 6 この規則は、昭和55年3月1日（昭和55年度会計）から施行する。
- 7 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。
- 8 この規則は、昭和59年3月2日から施行する。
- 9 この規則は、昭和59年6月1日から施行する。
- 10 この規則は、昭和61年9月26日から施行する。
- 11 第23条の規定にかかわらず、暫定措置として昭和65年度予算編成まで入会金積立金会計および特別積立金会計の積立金は、代議員会の議決を経て、本会会館の維持管理のために支出することができる。
- 12 この規則は、昭和62年12月23日から施行する。
- 13 この規則は、平成元年3月1日から施行する。

- 14 附則第11項の「昭和65年度予算編成」は「平成2年度予算編成」と読み替えるものとする。
- 15 この規則は、平成元年6月1日から施行する。
- 16 前項にかかわらず、平成元年3月1日より5月末日までの旧規則による歯科衛生士学院会計を歯科衛生士専門学校会計として処理する。
- 17 この規則は、平成2年3月1日から施行する。
- 18 第23条の規定にかかわらず、暫定措置として平成3年度予算まで入会金積立金会計の積立金は、代議員会の議決を経て、本会会館の維持管理のために支出することができる。
- 19 この規則は、平成3年3月1日から施行する。
- 20 この規則は、平成3年9月26日から施行する。
- 21 この規則は、平成5年3月1日から施行する。
- 22 この規則の第3条5項(3)(5)については、平成6年3月23日から施行する。ただし、平成5年度から適用する。
- 23 この規則は、平成9年9月25日から施行する。
- 24 この規則は、平成13年3月1日から施行する。
- 25 この規則は、平成15年3月1日から施行する。
- 26 この規則は、平成18年3月1日から施行する。
- 27 この規則の第3条3項(7)については、平成18年9月7日から施行する。ただし、平成18年3月1日から適用する。
- 28 この規則は、平成23年3月31日から施行する。
 - 2 改正前の第3条第3項の運営基金会計、印刷物会計、医療保険対策本部会計、保健文化賞基金会計、同条第5項の入会金積立金会計および退職給与積立金会計の資産は、平成23年3月31日に一般会計へ移行する。ただし、退職給与積立金は退職給付引当資産に名称変更する。
 - 3 前項の運営基金、印刷物、医療保険対策、保健文化賞、入会金積立金、退職給付引当資産は、一般会計の特定資産として所要の目的に支出する。
- 29 附則28の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から、第15条の規定に基づき積み立てる資産として所要の目的に支出する。
- 30 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)
- 31 この規則は、平成27年6月25日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都歯科医師会財産管理および会計規則（以下「本会会計規則」という）第15条第2項の規定に基づき、特定資産の適切な運用を図るため、その取扱要件を定める。

(特定資産の種類)

第2条 この規程において、特定資産とは次のとおりとする。

- (1) 退職給付引当資産
- (2) 役員退職慰労引当資産
- (3) 歯科医師会館修繕資産取得資金
- (4) 歯科医師会館修繕特定費用準備資金
- (5) 神田多町ビル再建築積立資金
- (6) 神田多町ビル修繕資産取得資金
- (7) 神田多町ビル修繕特定費用準備資金
- (8) 歯科衛生士専門学校設備整備積立資金
- (9) 東京都災害時歯科口腔用備品

(特定資産の区分)

第3条 前条に定める特定資産は、貸借対照表及び財産目録に特定資産として、他の資産と明確に区分して管理する。

(特定資産の目的外使用の禁止)

第4条 第2条に定める特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(積み立ておよび取り崩し)

第5条 第2条に定める特定資産の積み立ておよび取り崩しは次によるものとする。

1. 退職給付引当資産

(目的)

別に定める規則に基づき給付する本会職員の将来の退職給付に充てる資金とする。

(積立および積立限度額)

事業年度末における退職給付債務に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を、理事会の決議を受け積み立てるものとする。

(取崩)

退職給付に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。

2. 役員退職慰労引当資産

(目的)

別に定める規則に基づき給付する本会役員員の将来の退職給付に充てる資金とする。

(積立および積立限度額)

事業年度末における退職給付債務に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を、理事会の決議を受け積み立てるものとする。

(取 崩)

退職給付に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。

3. 歯科医師会館修繕資産取得資金

(目 的)

歯科医師会館の大規模修繕、附帯設備更新等に係る資産取得に充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

別に定める計画に基づき算出した当該費用を、理事会の決議を受け積み立てる。

(取 崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。但し、積立計画の変更等、特別の事由により目的外に取り崩す場合は、代議員会の議決を経なければならない。

4. 歯科医師会館修繕特定費用準備資金

(目 的)

歯科医師会館の大規模修繕、附帯設備更新等に係る修繕に充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

別に定める計画に基づき算出した当該費用を、理事会の決議を受け積み立てる。

(取 崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。但し、積立計画の変更等、特別の事由により目的外に取り崩す場合は、代議員会の議決を経なければならない。

5. 神田多町ビル再建築積立資金

(目 的)

神田多町ビルの建て替えに充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

当該目的に要する資金を理事会の決議を受け積み立てる。

(取 崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。但し、積立計画の変更等、特別の事由により目的外に取り崩す場合は、代議員会の議決を経なければならない。

6. 神田多町ビル修繕資産取得資金

(目 的)

神田多町ビルの大規模修繕、附帯設備更新等に係る資産取得又は修繕に充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

別に定める計画に基づき算出した当該費用を、理事会の決議を受け積み立てる。

(取 崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し、その目的以外で取り崩すことはできない。但し、積立計画の変更等、特別の事由により目的外に取り崩す場合は、代議員会の議決を経なければならない。

7. 神田多町ビル修繕特定費用準備資金

(目的)

神田多町ビルの大規模修繕，附帯設備更新等に係る資産取得又は修繕に充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

別に定める計画に基づき算出した当該費用を，理事会の決議を受け積み立てる。

(取崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し，その目的以外で取り崩すことはできない。但し，積立計画の変更等，特別の事由により目的外に取り崩す場合は，代議員会の議決を経なければならない。

8. 歯科衛生士専門学校設備整備積立資金

(目的)

歯科衛生士専門学校の教育設備の整備，更新に係る資産取得に充てるための資金とする。

(積立および積立限度額)

当該目的に要する資金を理事会の決議を受け積み立てるものとする。

(取崩)

当該目的に必要な額を理事会の議決に基づき取り崩し，その目的以外で取り崩すことはできない。但し，積立計画の変更等，特別の事由により目的外に取り崩す場合は，代議員会の議決を経なければならない。

9. 東京都災害時歯科口腔用備品

(目的・保有)

東京都災害時歯科口腔用備品整備事業補助金交付要綱に基づき，大規模事故・災害発生時における身元確認作業に必要な歯科口腔用備品として，地域での検視・検案活動に使用するため保有する。

(運用)

第6条 第2条に定める特定資産の管理運用は，別に定める公益社団法人東京都歯科医師会資金管理運用細則に基づき行うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は，理事会が決めるものとする。

(附則)

1. この規程は，平成24年3月31日より施行する。

2. この規程は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(登記の日は，平成26年4月1日)

3. この規程は，平成27年5月14日に施行し，平成26年度決算から適用する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

資金管理運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人東京都歯科医師会財産管理および会計規則（以下「会計規則」という。）第31条の規定に基づき、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）が保有する資金の管理運用に関する基本事項について定める。

(趣旨)

第2条 公益法人である本会の保有する資金の管理運用にあたっては、元本の確実性及び安全性の確保を最優先し、かつ運用収益の実をあげるため効率的運用に努めるものとする。

(遵守事項)

第3条 資金の管理運用にあたる担当理事及びその任務にあたる者（以下「担当者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 資金の管理運用業務の執行にあたっては、会計規則、資金の管理運用に係る諸規定及び理事会の議決を遵守し、本会のために忠実にその職務を遂行する義務を負う。
- (2) 日常的な資金の管理運用業務にあたっては、担当者は取引金融機関の開示情報（ディスクロージャー誌等）の把握に努めるとともに、新聞、専門雑誌、放送等より、通常の経済・金融に係る情報の収集を行うものとする。

(資金の種類)

第4条 資金の種類は、会計規則第2条に定める各会計における資金の特性に応じて、次の短期資金と中長期資金に区分する。

- (1) 短期資金（決済用預金含む）は、各会計における1年以内に支払いに充てる予定の資金をいう。
- (2) 中長期資金は、1年以上保有を前提とする資金をいう。

(資金の管理運用方針)

第5条 資金の種類による管理運用については、次の方針によるものとする。

(1) 短期資金

- ①支払いに対応する準備金であり、資金の需給を把握し適正な残高の保有に努める。
- ②換金性にすぐれた流動性の高い金融商品をもって管理運用する。
- ③預金は、理事会の議決をもって指定した複数の金融機関に対して行う。
- ④支払い準備に支障のない範囲内で、利回り及び期間等を比較し有利と判断される場合は、定期性の預金のほか債券での運用ができるものとする。

(2) 中長期資金

- ①資金の管理運用にあたっては、効率性を考慮する。
- ②資金の特性に応じて、運用可能期間及び資金量等を勘案し、預金、貸付信託及び債券を含め、最適な運用対象金融商品と運用方法の選定を行う。なお、運用対象金融商品並びに運用方法については、理事会で議決する。

(取引金融機関の選定)

第6条 銀行との取引は都市銀行（信託銀行を含む）とし、各種経営指標から、次の基準に基づき、総合的に判断して選定する。

(1) 財務分析による判断

決算書、ディスクロージャー誌等により、健全性（自己資本比率、不良債権比率等）、収益性（業務純益、経常利益、当期利益等）、効率性（経費率）、流動性（預金量の推移等）などを分析し、経営状況を相対的に把握する。

①自己資本比率が銀行法による規制基準を上回る水準であること。

イ 国際業務を行う銀行は、BIS 自己資本比率規制に基づく国際統一基準の8%以上であること

ロ 国内業務を行う銀行は、国内基準による4%以上であること

②総資産に対する業務純益又は経常利益の比率が良好で、経費率も良好であること。

③預金量の急激な流出がみられないこと。

④単年度および複数年の決算（単体、連結）数値の内容が安定または上向きであること。

(2) 破綻リスクの分析

不良債権の償却、貸倒引当金の水準（引当率・保全率）が高く、金融再生法上の不良債権比率が同業他社と比べ低いこと。

(3) 格付けによる判断

格付機関（金融庁財務省告示第6号の指定5社）による長期債の格付けが、原則的に投資適格等級（BBB以上）であること。

(4) 株価による判断

株価が、同業他社と比べ一定水準を確保しており、安定していること。

(5) 情報開示の優劣

貸出先が、業種別等に分類され、任意に開示している等、情報開示に努めていること。

2 証券会社との取引は、大手の証券会社とし、規模、業績、経営内容及び格付等を勘案し、総合的な判断により選定する。

3 銀行及び証券会社の選定については、理事会の議決を要する。

（預金等の名義）

第7条 預金及び債券の購入等においては、すべて会長の名義で行わなければならない。

（資金管理運用の責任）

第8条 資金管理運用の責任については、会計規則第16条、第17条及び第18条の規定を準用する。

（資金管理運用計画の策定）

第9条 会計担当理事は、当該年度の資金管理運用計画の策定を行うものとする。

（資金管理運用状況の報告）

第10条 会計担当理事は、資金管理運用状況について理事会に報告し、議決を経なければならない。

（本細則の改定）

第11条 この細則の改定は、理事会の議決を要する。

（取扱基準の制定）

第12条 この細則に定めるもののほか、資金の管理運用に関し必要な事柄は、理事会の議決をもって別に取扱基準を制定する。

附 則

1. この細則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

資金管理運用取扱基準

(目的)

1. この取扱基準は、公益社団法人東京都歯科医師会資金管理運用細則（以下「資金管理運用細則」という。）第12条の規定に基づき、資金の管理運用方法および手続等について定め、もって資金の安全かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。

(資金の区分)

2. 資金管理運用細則第4条の規定に基づく、管理運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 短期資金（決済用預金含む）は、支払い準備金として、1年以内に支払いに充てる予定の資金で、運用期間が1年以下のものをいう。
 - (2) 中長期資金は、1年以上の保有を前提とする資金で、運用期間が1年を超えるものをいう。

(管理運用の基本方針)

3. 短期資金は、安全で元本の確実性の高い方法で管理運用を行う。中長期資金は、元本回収の確実性が高く、より高い運用収益が得られる方法で管理運用を行う。

(対象金融商品)

4. 資金管理運用の対象とする金融商品は、資金の区分に応じてそれぞれ次に挙げる預金又は債券により行う。

(1) 短期性資金

- ① 決済用預金
- ② 普通預金
- ③ 定期預金
- ④ 日本の短期国債（割引短期国債（TB）、政府短期証券（FB）、既発国債等を含む）

(2) 中長期資金

- ① 定期預金
- ② 元本補填契約のある金銭信託（貸付信託含む）
- ③ 日本国債
- ④ 政府保証債
- ⑤ 地方債
- ⑥ 財投機関債
- ⑦ その他、元本の償還が確実な債券（但し、複数の格付機関の長期債格付がBBB以上であること）等

(金融機関選定の基本)

5. 資金を安全かつ効率的に運用していくために、経営破綻の恐れのない安全な金融機関を選定する。このため、日々の情報収集活動を通じ、各種経営指標より総合的に判断して金融機関の経営状況の把握に努める。なお、経営指標は金融環境の変化や会計制度等の改定に、弾力的に対応することとする。判断にあたっては、以下に留意する。

(1) 都市銀行（信託銀行含む）について

- ① 長期債の格付
- ② 自己資本比率、自己資本に占める繰延税金資産、公的資金の割合
- ③ 不良債権比率

- ④業務純益， 経常利益
- ⑤経費率
- ⑥預金量
- ⑦株価
- ⑧規模

(2) 証券会社について

- ①長期債の格付
- ②自己資本比率
- ③業務純益， 経常利益
- ④株価
- ⑤規模

(銀行預金による資金管理運用の基本原則)

6. 銀行預金は円建てで行い， 資金運用の期間は， 5年程度を超えないことを目安とする。

(債券による資金管理運用の基本原則)

7. 債券による資金の管理運用は， 次のとおりとする。

- (1) 債券は， 価格変動リスクを避けるため， 原則として償還期限（満期）まで保有する。
- (2) 金利リスク（元本割れ）， 流動性（換金性）リスク等を回避するため， 購入する債券は， 新発債， 既発債を問わず， 償還期間又は残存期間が10年程度を超えないものを原則とする。

(資金の分散)

8. 資金は， リスクの分散を図るため， 複数の金融機関に分けて管理運用を行う。また， 金融商品の選別及び運用に係る資金量の配分に当たっては， 特定の金融商品に集中して行うことは避ける。

(取引の中止)

9. 取引中の金融機関及び運用中の金融商品等において， この取扱基準の規定に反することが判明し， 継続することに重大な支障がある場合は， 速やかに取引の中止また解約等の措置を講ずるものとする。

(資金管理運用計画の策定)

10. 資金管理運用細則第9条に定める資金管理運用計画の策定は， 各会計における資金の特性に応じた運用資金量及び運用期間等を勘案し， 年度当初に行う。なお， 期中において資金管理運用計画に大きな変動が生じた場合は， 速やかに見直しを行うものとする。

(報告)

11. 会計担当理事は， 資金管理運用状況を理事会に報告する。

(改 廃)

12. この取扱基準の改廃は， 理事会の議決を要する。

附 則

1. この取扱基準は， 平成18年4月1日から施行する。

2. この規則は， 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は， 平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会監査規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）の監事の監査につき、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、本会の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もって本会の発展に応えるとともに、本会が公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

2 監事が複数選任されている場合でも、各監事は独立して本会の業務全般について調査し、違法性の有無を判断する義務を負う。

(職務)

第3条 監事は、理事の職務の執行全般を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- 一 理事が不正の行為をしたとき。
- 二 理事が不正の行為をする恐れがあるとき。
- 三 法令若しくは定款に違反する事実があるとき。
- 四 著しく不当な事実があるとき。

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。ただし、必要欠くことのできない場合を除くほか、日常業務を著しく阻害停滞させないように努めなければならない。

4 監事は、必要と認めた書類を定期的または臨時的に関係部門より提出させ、又は作成させ、監査を行うことができる。また、業務の各部門に対して、実地監査を行うことができる。

(計算書類等の監査)

第4条 監事は、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書）及び事業報告並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録について監査する。

第5条 書類監査は、決算監査、定時監査および臨時監査に分け、決算監査は年1回、定時監査は年2回、臨時監査は必要に応じ、会長の承認を得て開催する。

(監査報告書)

第6条 監事は、監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を会長に提出する。

(監事会)

第7条 監事が複数選任された場合、監事間の意思疎通及び情報の交換を図るよう務めるものとする。また、各監事で分担調査を行い、その結果について協議し、監査業務を行うものとする。

2 前項の目的のために、監事会を設けることができる。監事会の開催、運営等については、監事間の協

議による。

(監査計画)

第8条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施日時、監査事項についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第9条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第10条 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第11条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合においては、その行為によって本会に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(代議員会に対する報告義務)

第12条 監事は、理事が代議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を代議員会に報告しなければならない。

(代議員会における説明義務)

第13条 監事は、代議員会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

第14条 この規則を変更し、または廃止しようとする場合は、代議員会の議決を得なければならない。

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て別に決める。

附 則

1. この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会福祉総合保険普通保険約款

第一章 総則

第1条（用語の定義）

第二章 保険金の支払事由

第2条（保険金の支払事由，被保険者，保険金額）

第3条（免責事由）

第4条（保険金の受取人）

第5条（保険金の削減支払）

第三章 保険契約の締結等

第6条（契約日および責任開始）

第7条（保険期間）

第8条（保険証券）

第四章 保険料の払込，保険料払込猶予期間，保険契約の失効

第9条（保険料の払込）

第10条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）

第11条（保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）

第五章 保険契約の更新

第12条（保険契約の更新）

第六章 保険料の増額または保険金額の減額

第13条（更新時における保険料の増額または保険金額の減額等）

第14条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

第七章 保険契約の取消，無効，解除

第15条（詐欺による取消）

第16条（不法取得目的による無効）

第17条（重大事由による解除）

第八章 保険金の請求および支払時期等

第18条（保険金の請求および支払時期等）

第九章 解約および解約返戻金

第19条（解約）

第20条（解約返戻金）

第十章 保険契約の消滅および未経過保険料等の返還

第21条（保険契約の消滅）

第22条（保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

第十一章 契約者配当

第23条（契約者配当金の割当）

第24条（契約者への貸付）

第十二章 契約者会員の通知義務

第25条（通知義務）

第十三章 その他の事項

第26条（保険料または保険金額の定期的見直し）

第27条（時効）

第28条（管轄裁判所）

第29条（その他）

（この保険の趣旨）

この制度は、公益社団法人東京都歯科医師会の契約者会員の病気や災害等に備え、福利増進、生活の安定を図る事を目的とした福祉総合保険です。

第一章 総 則

第1条（用語の定義）

この約款における用語の定義は、この約款に別に定められるもののほか、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 本会

公益社団法人東京都歯科医師会をいいます。

(2) 契約者会員

東京都内に就業所または住所を有する歯科医師であり、本会の福祉総合保険に加入した者をいいます。

(3) 障害等級

労働者災害補償保険法施行規則別表第1「障害等級表」における等級をいいます。

(4) 被保険者

保険の対象となる人をいいます。

第二章 保険金の支払事由

第2条（保険金の支払事由，被保険者，保険金額）

保険金の種類ごとの被保険者，保険金額および保険金の支払事由は，次のとおりです。なお，本会が保険金を支払うのは，保険金の支払事由が契約日以降保険契約の消滅年月日までに発生した場合に限ります。

(1) 死亡・廃疾保険金

① 被保険者

契約者会員

② 保険金の支払事由

次のいずれかに該当するとき

- ・被保険者が保険期間中に死亡したとき。
- ・被保険者が保険期間中に厚生年金保険法等の公的年金に関連する法律，身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害等級一級，二級及び三級に認定され，若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により程度等級一級，二級に認定され，歯科医師免許を返納したとき。

③ 保険金額

1,000,000円

ただし、本契約および更新前の保険契約（以下「更新前契約」といいます。）（注1）において支払った傷病保険金（注2）がある場合には、当該保険金累計額（注3）を減額した額とします。

（注1）平成26年3月31日以前に締結した福祉共済契約を含みます。

（注2）未払の保険金を含みます。

（注3）既に90万円を超えて支払いをしている場合は、90万円とします。

(2) 傷病保険金

① 被保険者

契約者会員。ただし、更新前契約において支払った傷病保険金（注）の支払回数が36回以上である契約者会員を除きます。

（注）未払の保険金を含みます。

② 保険金の支払事由

被保険者が保険期間中に、傷病により継続して1ヶ月以上診療を休止したとき。なお、継続した1ヶ月間を1回として、更新前契約において支払った保険金を含め、最大36回まで保険金を支払います。

③ 保険金額

保険金額は、本契約の更新前に支払った傷病保険金も含めて、その支払回数に応じて、次のとおりとします。

1回から12回 100,000円

13回から36回 60,000円

なお、37回以降の支払は行いません。

(3) 入院加算金

① 被保険者

契約者会員。ただし、更新前契約において支払った傷病保険金（注）の支払回数が36回以上となる契約者会員を除きます。

（注）未払の保険金を含みます。

② 保険金の支払事由

上記2の傷病保険金が支払われる場合において、契約者会員が、当該期間中にその治療のため入院したとき。

③ 保険金額

入院日数1日に対して、5,000円とします。

(4) 火災保険金

① 保険の目的

契約者会員が保険の目的として指定した、契約者会員が居住する建物及び診療所（以下「指定物件」といいます。）

② 保険金の支払事由

指定物件が、保険期間中に火災により損害を受けたとき。

③ 保険金額

保険の目的の損傷の程度に応じて、次のとおり保険金を支払います。（注）

全焼	120万円
半焼	60万円
一部焼	30万円を限度として支払います。

(注) 【全焼の定義】

- ・ 主要構造物若しくは、什器の損害額が、時価の50%以上
- ・ 焼失した面積が、延べ床面積の70%以上

【半焼の定義】

- ・ 主要構造物若しくは、什器の損害額が時価の20%以上50%未満
- ・ 焼失した面積が、延べ床面積の20%以上70%未満

【一部焼】

- ・ 主要構造物若しくは、什器の損害額が時価の20%未満
- ・ 焼失した面積が、延べ床面積の20%以下

(5) 災害保険金

① 保険の目的

火災保険金の保険の目的である指定物件と同一とします。

② 保険金の支払事由

指定物件が、保険期間中に、風災、水災、雪災、ひょう災、落雷、破裂、爆発の災害により損害を受けたとき。

③ 保険金額

保険の目的の損傷の程度に応じて、次のとおり保険金を支払います。(注)

全壊	120万円
大規模半壊	120万円
半壊	60万円
一部壊	5万円
床上浸水	60万円
床下浸水	50万円

(注) 【全壊の定義】

- ・ 損壊、流失した部分の床面積が、延べ床面積の70%以上

【大規模半壊】

- ・ 損壊部分の床面積が、延べ床面積の50%以上70%未満

【半壊】※

- ・ 損壊部分の床面積が、延べ床面積の20%以上70%未満

※大規模半壊に半壊を含みます。

【一部壊】

- ・ 損壊部分の床面積が20%未満

第3条 (免責事由)

本会は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては保険金を支払いません。

- (1) 契約者会員の故意もしくは重大な過失または法令違反。
- (2) 契約者会員以外が保険金を受け取る場合において保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反。

(3) 戦争，外国の武力行使，革命，政権奪取，内乱，武装反乱その他これらに類似の事変または暴動。

第4条（保険金の受取人）

この保険契約の保険金の受取人は，契約者会員とします。

- 2 契約者会員が死亡および失踪宣告を受けた場合の死亡保険金の受取人は契約者会員が指定した保険金受取人とします。ただし，契約者会員が保険金受取人について特段の指定がない場合は，法定相続人を保険金受取人とします。
- 3 契約者会員が，保険金を請求できない事情がある場合は，契約者会員の配偶者または被扶養者を契約者会員の代理人として，保険金を請求できるものとします。なお，契約者会員の配偶者または被扶養者も保険金を請求できない事情がある場合は，3親等以内の親族を契約者会員の代理人として，保険金を請求できるものとします。

第5条（保険金の削減支払）

第3条（免責事由）の規定にかかわらず，地震・噴火・津波，原子力事故・放射能汚染，感染症および船舶・航空機事故などにより保険金支払事由が一時に多数発生し，当該保険事故による保険金を全額支払うとした場合には，本会の収支状況を著しく悪化させると認められるときは，本会は，該当する保険金の全部または一部を削減して支払うことがあります。

- 2 保険金を削減して支払うときは，本会は，保険金の受取人に通知します。

第三章 保険契約の締結等

第6条（契約日および責任開始）

本会の契約者会員が福祉総合保険に加入して契約者会員となった日を契約日とし，その日から保険契約上の責任を負います。

第7条（保険期間）

この保険の保険期間は，4月1日の午前0時から翌年の3月31日の午後12時までの1年間とします。

- 2 前項の規定にかかわらず，契約日が4月2日以降である保険契約の保険期間は，契約日である責任開始日からその後に来る最初の3月31日の午後12時までの期間とします。

第8条（保険証券）

本会は，保険契約を締結した場合，契約者会員からの求めに応じ，遅滞なく，つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を契約者会員に交付します。

- (1) 本会の名称および住所
- (2) 契約者会員の氏名
- (3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
- (4) 保険金受取人の氏名または保険金受取人を特定するために必要な事項
- (5) 保険金の種類および保険金額。ただし，火災保険金並びに災害保険金にあつては，保険の目的および保険金額
- (6) 支払事由
- (7) 保険期間
- (8) 保険料およびその払込方法
- (9) 保険契約を締結した年月日
- (10) 保険証券を作成した年月日

第四章 保険料の払込、保険料払込猶予期間、保険契約の失効

第9条（保険料の払込）

契約者会員は、本会に対し保険料を、所属する地区歯科医師会等を経由して支払うものとします。

- 2 契約者会員は、本会に対し保険料を2回の分割払いで、本会が指定する金融機関等の口座に振り込むものとします。なお、2回の保険料払込期日はそれぞれ5月末と10月末とします。
- 3 第2項に定める2回の分割払いで支払う保険料は、それぞれ4月から9月並びに10月から3月の6ヶ月の期間に対応するものとします。
- 4 第2項および第3項に定める保険料が払い込まれないまま、それぞれの払込期日までに保険金の支払事由が生じた場合には、本会は、支払うべき保険金の額から未払込保険料を差し引きます。ただし、支払うべき保険金の額が未払込保険料に不足する場合には、契約者会員は、その未払込保険料をただちに払い込むものとします。

第10条（保険料払込猶予期間および保険契約の失効）

本会は、第1回目の保険料支払における保険料払込猶予期間は、保険料払込期日である5月末の翌日から、次に到来する保険料払込期日（10月末日）までの期間とします。

- 2 第2回目の保険料支払における、保険料払込猶予期間は、第2回目の保険料払込期日である10月末の翌日から、3月末日までの期間とします。
- 3 保険料払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は保険料払込猶予期間満了日の翌日にその効力を失うものとします。

第11条（保険料払込猶予期間中に保険金の支払事由が発生した場合）

保険料払込猶予期間中に、保険金給付の支払事由が発生したときは、本会は、未払込保険料をそれらの支払保険金から差し引きます。

第五章 保険契約の更新

第12条（保険契約の更新）

この保険契約は保険期間満了日の翌日に更新され継続するものとし、この日を更新日とします。

- 2 更新後の保険契約の保険期間は、直前の保険期間の満了日の翌日を初日とし、同日から1年間とします。
- 3 更新後の保険契約においては、更新日におけるこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。

第六章 保険料の増額または保険金額の減額

第13条（更新時における保険料の増額または保険金額の減額等）

前条の規定にかかわらず、本会は、その業務または財産の状況に照らして本会の福祉総合保険の継続が困難になる蓋然性がある場合には、代議員会を開催しその決議をもって、主務官庁の認可取得後、つぎの変更（以下、この条において「契約条件の変更等」といいます。）を行うことがあります。

- (1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること
- (2) 保険契約の更新を行わないこと

- 2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、本会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者会員に通知します。

第14条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額）

本会は、保険期間中において、その業務または財産の状況に照らして本会の福祉総合保険の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会は、代議員会を開催しその決議をもって、主務官庁の認可取得後、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更を行うことがあります。

- 2 前項に定める契約条件の変更等を行う場合、本会は、契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を得たのちただちに、その対象となる保険契約の当該契約者会員に通知します。

第七章 保険契約の取消、無効、解除

第15条（詐欺による取消）

保険契約の締結に際して、契約者会員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、本会は、保険契約を取消することができます。この場合、本会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第16条（不法取得目的による無効）

契約者会員が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、本会は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第17条（重大事由による解除）

本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者会員が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合。
 - (2) 被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）した場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前各号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。
- 2 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生以降に支払事由が生じていたときは、保険金の支払を行いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- 3 本会による解除は、契約者会員に対する通知により行います。

第八章 保険金の請求および支払時期等

第18条（保険金の請求および支払時期等）

保険金の支払事由が生じたとき、契約者会員または保険金の受取人は、すみやかに本会に通知するも

のとします。

- 2 支払事由が生じた契約者会員または保険金の受取人は、必要書類を本会に提出して保険金を請求することを要します。
- 3 傷病保険、火災保険、災害保険については、保険金は原則として、本会より地区歯科医師会へ支払った後、保険契約者へ保険金が支払われます。死亡・廃疾保険については、本会から直接、保険金受取人が指定する金融機関へ保険金を支払います。
- 4 保険金は、第2項の必要書類が本会に到着した日（以下、「請求日」）の翌日から起算して30営業日以内に、支払います。なお、保険金支払時に本会は、保険金を請求した者に通知します。
ただし、次の場合には、書類が本会に到着した日の翌日から60日以内となります。
 - (1) 保険金のお支払い対象となる事実があることを確認する場合
 - (2) 保険金のお支払い対象とならない可能性がある場合
 - (3) 告知義務違反の可能性がある場合
 - (4) 保険金の詐欺や不法取得等の可能性がある場合
- 5 第4項に定める支払期限を越えて保険金を支払う場合は、本会は、支払期限の翌日以降延滞の責任を負い、遅延利息を保険金と合わせて支払います。
- 6 第4項にかかわらず、契約者会員、または保険金の受取人が、正当な理由無く第2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったとき若しくは不実記載をしたときは、本会は保険金を支払いません。また、保険金の支払が遅延したときであっても遅延利息の支払は行いません。

第九章 解約および解約返戻金

第19条（解約）

契約者会員は将来に向かって保険契約を解約する事ができます。

第20条（解約返戻金）

この保険契約が、前条の規定により解約された場合に、解約日の属する保険期間の保険料が払い込まれていたときは、契約日（更新されている場合には直前の更新日）から解約日までの経過月数（1ヶ月に満たない経過日数は、これを切り上げます。）に応じて算出された金額を、解約返戻金とします。

- 2 前項に規定する解約返戻金の金額は、次の算式により求められた金額とします。

$$\text{解約返戻金} = \text{既払込保険料} \times (6 - \text{既経過月数}) \div 6$$

第十章 保険契約の消滅および未経過保険料等の返還

第21条（保険契約の消滅）

この保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅するものとします。

- (1) 契約者会員の死亡
- (2) 契約者会員の本会からの退会
- (3) 保険料払込猶予期間の満了
- (4) 重大事由による保険契約の解除
- (5) 保険契約の解約

第22条（保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還）

この保険契約が前条の規定により消滅した場合において、消滅日の属する保険期間の保険料が払い込まれていたときは、契約日（更新されている場合には直前の更新日）から消滅日までの経過月数（1ヶ月に満たない経過日数は、これを切り上げます。）に応じて算出された金額を、解約返還金とします。

2 前項に規定する解約返還金の金額は、次の算式により求められた金額とします。

$$\text{解約返還金} = \text{既払込保険料} \times (6 - \text{既経過月数}) / 6$$

第十一章 契約者配当

第23条（契約者配当金の割当）

本会は、この保険契約につき、契約者配当を行いません。

第24条（契約者への貸付）

本会は、契約者会員への貸付を行いません。

第十二章 契約者会員の通知義務

第25条（通知義務）

契約者会員は契約内容に変更があったときは、すみやかに本会に通知するものとします。

第十三章 その他の事項

第26条（保険料または保険金額の定期的見直し）

本会は、代議員会にて、将来にわたって保険財務の健全性を維持することができるように、保険料または保険金額の妥当性につき定期的・継続的に検証を行います。

2 前項に定める検証の結果、本会が保険料または保険金額の見直しを行う場合には、本会は、その内容につき、主務官庁の認可を取得したのち直ちに、契約者会員に通知します。

第27条（時効）

保険金、解約返戻金、保険料の返還およびその他この保険に関する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅します。

第28条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求その他この保険に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第29条（その他）

この保険契約において、本保険約款に定めがないものについては、公益社団法人としての議決機関で協議し、決定するものとします。

平成26年4月1日制定

平成29年4月1日改定

公益社団法人 東京都歯科医師会 福祉総合保険規則

第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第13号の規定により、公益社団法人東京都歯科医師会福祉総合保険規則を定める。

(目 的)

第2条 福祉総合保険制度（以下「本制度」という。）は、相互扶助の精神によって契約者会員の福祉と生活安定をはかることを目的とする。

(組 織)

第3条 本制度は、契約者会員をもって組織する。

- 2 第1種会員および第2種会員は、本会入会時から12カ月以内に本制度に加入するものとし、原則として再加入は認めない。
- 3 第3種会員（島しょ地域の就業所または住所において会員籍を有するものを除く）については任意加入とする。
- 4 第3種会員のうち、本会入会時に本制度に未加入であったものが加入しようとする場合は、第1種ならびに第2種会員への種別変更時に加入を認めるものとする。
- 5 準会員については、第1種ならびに第2種会員、第3種会員への種別変更時に加入を認めるものとする。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達するため次の事業を行なう。

- (1) 契約者会員の死亡・廃疾保険に関する事項
- (2) 契約者会員の火災保険に関する事項
- (3) 契約者会員の災害保険に関する事項
- (4) 契約者会員の傷病保険に関する事項
- (5) その他必要な事項

(本会福祉総合保険普通保険約款との関係)

第5条 本会福祉総合保険の運営にあたっては、本会福祉総合保険普通保険約款に準じて行う。

第2章 福祉総合保険料

(福祉総合保険料の額)

第6条 福祉総合保険料（以下、「保険料」という。）の額は、年額44,000円とする。

- 2 傷病保険金支給総回数が36回に到達した契約者会員の保険料の額は、年額13,000円とし、支給対象となる休診期間最終日の属する月の翌日より変更する。
- 3 前項に規定する傷病保険金支給総回数及び保険料の額の変更は、更新前契約においても遡及して適用する。

五 貸室、アパート等現に第三者が居住もしくは使用中の部分を指定物件とすることはできない。

第2節 死亡・廃疾保険金

(支給要件および支給額)

第14条 死亡・廃疾保険金の支給は、本会福祉総合保険普通保険約款に準じて算定し、福祉共済担当副会長および同担当理事の決裁を受けなければならない。

第3節 傷病保険金

(支給要件および支給額)

第15条 傷病保険金の支給は、本会福祉総合保険普通保険約款に準じて算定し、福祉共済担当副会長および同担当理事の決裁を受けなければならない。

第4節 火災保険金

(支給要件および支給額)

第16条 火災保険金の支給は、本会福祉総合保険普通保険約款に準じて算定し、理事会の議を経て決定する。

第17条 二指定物件が同時に罹災した場合は、いずれか一物件に保険金を支給する。

(火災保険金指定物件の罹災現場確認)

第18条 火災保険金指定物件の罹災現場確認は、原則として、都内診療所に限り行う。

2 前項における罹災現場確認は本会理事および所属地区歯科医師会または支部により行う。

第5節 災害保険金

(支給要件および支給額)

第19条 災害保険金の支給は、本会福祉総合保険普通保険約款に準じて算定し、理事会の議を経て決定する。

第20条 二指定物件が同時に罹災した場合は、いずれか一物件に保険金を支給する。

(災害保険金指定物件の罹災現場確認)

第21条 災害保険金指定物件の罹災現場確認は、原則として、都内診療所に限り行う。

2 前項における罹災現場確認は本会理事および所属地区歯科医師会または支部により行う。

第4章 福祉総合保険会計

(福祉総合保険会計)

第22条 第4条の事業にかかる会計は福祉総合保険会計とし、契約者会員の保険料その他の収入をもってこれにあて、その収支および管理は、保険業法および公益社団法人東京都歯科医師会財産管理および会計規則に基づき別途管理する。

(福祉総合保険会計資産の目的外使用の禁止)

第23条 福祉総合保険会計資産は、保険業法およびこの規則に規定する保険金等、事業に要する一切の費用

に支出するほか、他に流用、転貸、または担保にすることはできない。

(福祉総合保険会計資産の預託金融機関の決定)

第24条 福祉総合保険会計資産の預託金融機関は、本会理事会の承認を得て会長が定める。

(天災地変、その他不慮の災害の臨時措置)

第25条 天災地変、その他不慮の災害により、保険金支払いの理由が多数発生し、この規則で規定してある保険金を支払うことが困難であると理事会が認めた場合には、代議員会の議を経て適当な臨時措置を講ずることができる。

2 前項の場合、代議員会の議を経る暇がないときは、本会理事会で臨時措置し、次の代議員会の承認を得なければならない。

(給付金の調整)

第26条 この規則による保険金の給付を行なう場合、当該契約者会員に未納の会費、保険料があるとき、または、保険料の返還事由があるときは、それらに相当する額を給付額から調整できるものとする。

第5章 雑 則

(この規則の改廃)

第27条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

(施行細則への委任)

第28条 この規則の運営に関する諸手続および支給方法については、理事会の議を経て別に運営施行細則を定める。

附 則

1. この規則は、平成7年4月1日より施行する。
2. この規則の施行により、旧規則の「社団法人東京都歯科医師会福祉共済部規則」によって生じた効力は妨げず、また旧規則に係る債権、債務の全てを引継ぐものとする。
3. この規則は、平成15年4月1日より施行する。
4. 第28条の規定にかかわらず、経過措置として平成17年3月20日までの傷病共済金の申請分については、37回以降も2万円ずつ、入院加算金は36回を限度として支給する。
5. この規則は、平成19年4月1日から施行する。
6. 本規則は、平成20年4月1日から施行する。
7. 本規則は、認可特定保険業の業務開始の日から施行する。(平成26年4月1日)
8. 本規則は、平成27年4月1日から施行する。
9. 本規則は、平成29年4月1日から施行する。
10. 前項による施行の前日までに旧規則第18条の立替払い制度並びに第20条の前払い制度を適用している者についての貸付金の返済については、なお従前の例による。
11. 第6条2項において、平成29年3月31日の時点で既に傷病保険金支給総回数が36回以上の場合には、平成29年4月1日より保険料の額を変更する。
12. 第6条第3項に定める、更新前契約における保険料の額の変更は、平成29年4月1日より前の保険契約期間には遡及して適用しない。
13. 本規則は、平成30年4月1日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

福祉総合保険運営施行細則

第1章 総 則

(制定の趣旨)

第1条 この施行細則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会」という。）福祉総合保険規則第28条の規定によりこれを定める。

(加入手続および保険料の調整)

第2条 本制度に加入しようとするものは、「東京都歯科医師会福祉総合保険加入申込書」に所定の下記事項を記入し、保険料を添えて所属地区歯科医師会または支部を経て本会に提出するものとする。ただし、年度途中で加入または退会した場合は、福祉総合保険規則第7条の規定により、別表の通り年度の保険料を調整する。

(1) 記入日、契約者会員の氏名等

(2) 契約者会員が死亡した場合の死亡・廃疾保険金受取人の氏名等

2 第1項に掲げる年度中途に加入した場合（東京都歯科医師会入会日から12ヶ月以内に福祉総合保険に加入した場合）は、本会が加入申込書および保険料を受領した日をもって保険契約日とする。

(保険金申請手続の期限)

第3条 死亡・廃疾保険金、火災保険金、災害保険金、傷病保険金の申請は、事由発生日より3年以内とする。

(申込書記入事項変更届)

第4条 第2条により届出た契約者会員が死亡した場合の死亡・廃疾保険金受取人を変更するとき、または火災保険金および災害保険金の対象となる本会会員として届出の指定物件を変更するときは、すみやかに所定の書類をもって本会に届出なければならない。

2 前項に係る変更届出が本会に到着する以前に、新規に変更した物件が罹災した場合には、これをもって本会に対抗することができない。

第2章 死亡・廃疾保険

(死亡の場合の請求手続)

第5条 契約者会員が死亡した場合、保険金受取人は、次の書類を本会に提出するものとする。

(1) 死亡・廃疾保険金請求書

(2) 死亡診断書の写し

(3) 受取人の戸籍謄本

(4) 受取人の印鑑登録証明書

(5) その他本会が必要と認めた書類

(廃疾の場合の請求手続)

第6条 契約者会員が、廃疾の場合の保険金の給付を受けようとするときは、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 死亡・廃疾保険金請求書
- (2) 身体障害者手帳1～3級または精神障害者保健福祉手帳1～2級の写し
- (3) 所轄保健所長の歯科医籍抹消申請受理証明書
- (4) 受取人の印鑑登録証明書
- (5) 退会届
- (6) その他本会が必要と認めた書類

第3章 火災保険

(火災保険金請求手続)

第7条 契約者会員が、火災保険金の給付を受けようとする場合は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 火災，災害保険金請求書
- (2) 官公署発行の罹災を証明する書類（所轄消防署長または警察署長の罹災証明書，公的機関の発行する被災証明書）
- (3) その他本会が必要と認めた書類

第4章 災害保険

(災害保険金請求手続)

第8条 契約者会員が、災害保険金の給付を受けようとする場合は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 火災，災害保険金請求書
- (2) 官公署発行の罹災を証明する書類（所轄消防署長または警察署長の罹災証明書，公的機関の発行する被災証明書）
- (3) その他本会が必要と認めた書類

第5章 傷病保険

(傷病保険金請求手続)

第9条 契約者会員が、傷病保険金の給付を受けようとする場合は、次の書類を本会に提出するものとする。

- (1) 傷病保険金請求書
 - (2) 同意書（医療機関等照会用）
 - (3) その他本会が必要と認めた書類
- 2 傷病保険金の申請は、約款第2条に定める支払事由に基づき、1ヶ月の期間が経過した後に申請を行なう。
 - 3 死亡・廃疾保険金支給後に傷病保険金，を支給する場合，死亡・廃疾保険金の支給額を再計算し，その差額を差引いた額とする。
 - 4 本会は，契約者会員から傷病保険金申請があった場合，所属地区歯科医師会長または支部長に意見書

等を求めることができる。

(規則の改廃)

第10条 この運営施行細則の改廃は理事会の議決を要する。

附 則

1. この運営施行細則は、平成7年4月1日より施行する。
2. この運営施行細則は、平成15年4月1日より施行する。
3. この運営施行細則は、認可特定保険業務の業務開始の日から施行する。(平成26年4月1日)
4. この運営施行細則は、平成27年6月4日より施行する。ただし、運営施行細則第2条第2項は、平成27年4月1日以降の新入会員について適用する。
5. この運営施行細則は、平成29年4月1日より施行する。
6. 前項による施行の前日までに旧運営施行細則第11条、第12条、第13条、第14条、第16条の立替払い、前払い制度を適用している者についての貸付金の返済については、なお従前の例による。

別表 (第2条関係)

傷病保険金35回以下受給者の保険料調整額

1ヶ月	3,667円
2ヶ月	7,333円
3ヶ月	11,000円
4ヶ月	14,667円
5ヶ月	18,333円
6ヶ月	22,000円

傷病保険金36回以上受給者の保険料調整額

1ヶ月	1,083円
2ヶ月	2,167円
3ヶ月	3,250円
4ヶ月	4,333円
5ヶ月	5,417円
6ヶ月	6,500円

公益社団法人 東京都歯科医師会医事処理規則

(趣 旨)

第1条 本規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会という。」）会員（以下「会員」という。）にかかわる医事紛争を処理するため、定款第5条第1項第2号および第2項の規定に基づき、これを定める。

(委員会の設置)

第2条 前条の医事紛争を処理するための機関として、本会委員会等規則第14条の規定に基づき、医事処理常任委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第3条 委員会は、会員の責任にかかわる医療行為上の事故に伴う医事紛争に関し、本会会長（以下「会長」という。）より付託された事柄について、患者・医療機関双方に対し、中立かつ公平性をもって審議する。ただし、原則として、本会会員の就業所として、会員原票に登録している医療機関に限り審議する。

(組織および任期)

第4条 委員会は、委員5名及び会長が必要と認めた特別委員をもって組織する。

- 2 前項の特別委員とは、医事紛争について委任を受けた会員の所属地区歯科医師会長をいう。
- 3 委員の任期は会長の任期によるものとする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 特別委員の任期は、会長が必要と認めた期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長のほか副委員長を1名置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐して会務を掌理し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは当該医事紛争の処理に適当と認められる会員および患者から委員会で意見をきき、または医事紛争処理のため協力を求めることができる。

(嘱 託)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者のうちから嘱託を委嘱することができる。

- 2 嘱託の委嘱期間は、会長の任期と同一とする。ただし、再委嘱することを妨げない。
- 3 嘱託は、委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、採決に加わることはできない。

(議 事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密保持)

第8条 委員会は、公開しないのを原則とする。

- 2 委員および委員会の関係者は、その関知した他人の秘密を漏らしてはならない。

(医事処理負担金)

第9条 会員は、入会時に負担金として5万円を、所属歯科医師会または支部（以下、「所属歯科医師会」という。）を経て一括納入するものとする。ただし、第3種会員および準会員については、第1種会員

又は第2種会員に種別変更した際に、新たに所属する歯科医師会を経て一括納入するものとする。

- 2 前項に定める第3種会員のうち、島しょ地域の就業所または住所において会員籍を有する者（以下、「島しょ会員」という。）については、第1種会員若しくは第2種会員と同様の扱いとする。

（紛争処理費用の範囲）

第10条 医事紛争の処理に要する費用の範囲は、相手方に対する見舞、示談金、損害金および慰謝料に要する費用並びに委員会運営費用、事務費等、事業に要する一切の費用とし、医事紛争事件が裁判上の争いとなった場合においては、当該医事紛争に関する裁判上の手続および弁護に要する費用並びに判決に基づき、支払うべき費用を含むものとする。

- 2 前項に定める委員会運営費用、事務費等の経常的費用を除き、医事紛争の処理に要する費用は、理事会の議決を経て支出する。

（紛争処理費用支出の限度）

第11条 本会が支出する医事紛争の処理に要する費用の限度は、一件1,000万円以内とする。

- 2 前条の医事紛争の処理に要する費用で、本会がその全部又は一部を当該会員の負担と決めたものおよび国、地方公共団体並びに歯科医師賠償責任保険その他のものにおいて支出すべきこととなったものについては、本会はその費用を支出しないものとする。

（紛争処理の委任）

第12条 医事紛争が発生した場合においては、当該会員は所属歯科医師会を経由して、文書をもって当該医事紛争の処理を本会に委任することができる。

- 2 前項の委任をする場合には、会員および所属歯科医師会会長はその良識に従い当該医事紛争事件についてなるべく詳細、かつ具体的に報告書を委任状に添付しなければならない。

（委員会付託）

第13条 前条第1項の委任があった場合には、会長はすみやかに理事会の議を経て、当該医事紛争事件を委員会に付託することができる。

（事情の説明、資料の提出等）

第14条 第12条第1項により当該医事紛争事件を委任した会員は、本会の求めに応じて委員会に出席してその事情を説明し、又はこれについて意見を述べることができる。

- 2 本会は、必要があると認めるときは、当該医事紛争事件を委任した会員あるいは所属歯科医師会または支部に対して、資料その他必要な書類の提出を求めることができる。

（裁定審議会の意見の聴取）

第15条 会長は、当該医事紛争事件の委任を受け、必要があると認めるときは、本会裁定審議会の意見を聴くことができる。

（規則の改廃）

第16条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

（運営規則への委任）

第17条 この規則の運営に必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附 則

1. この規則は、平成7年4月1日から施行する。
2. この規則の施行により、旧規則の「社団法人東京都歯科医師会医事処理部規則」によって生じた効力は

妨げず、また旧規則に係る債権、債務のすべてを引継ぐものとする。

3. この規則は、平成13年4月1日から施行する。
4. この規則は、平成14年4月1日から施行する。
5. この規則は、平成19年4月1日から施行する。
6. この規則は、平成20年4月1日から施行する。
7. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
8. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。（登記の日は、平成26年4月1日）
9. この規則改正により、既に第1種会員として入会し、本会が公益社団法人への移行に伴い、第1種会員から第3種会員へ種別変更を余儀なくされた島しょに就業所及び住所を有する会員については、本規則を継続して適用することとする。
10. 本規則は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

医事処理運営規則

(趣 旨)

第1条 この運営規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会」という。）医事処理規則第17条の規定により、これを定める。

(事故発生時の措置)

第2条 事故発生の場合、当該会員は可及的迅速に電話その他の方法により、所属歯科医師会長または支部長を経て本会会長（以下「会長」という。）に、その事故の概要を報告する。

2 その事故が患者の死亡その他急速な対策を必要とする重大な事故の場合は、患者家族への急報等、速やかに所属歯科医師会へも連絡する。また、家族並びに従業員に対し事故発生時の連絡先を周知徹底しておく。

3 会員から重大な事故発生の報告を受けた所属歯科医師会長は、直ちに本会へ連絡し、同時に所属歯科医師会長、若しくは最寄り役員が事故現場に急行して実情を調査し、その会員の事故処理に助言協力する。

(医事紛争の措置)

第3条 担当理事は、医事紛争に対し、中立かつ公平性をもって患者・医療機関双方に対し、適宜、面談し、医事紛争の解決に努め、その内容を理事会および委員会に報告する。

(委託事項の処理)

第4条 会長は、その実情報告をもって本委員会並びに所属歯科医師会長と協議し、その応急処理について指示する。

2 金品を必要とする場合は、仮払いすることができる。

3 前項の仮払金は、その必要時まで所属歯科医師会長を経て当該会員の手元まで伝達するが、距離、時刻その他で遅延して応急処理の時機を失する恐れのある場合は、所属歯科医師会の指示に基づいてその会員が立替えて支出する。ただし、一件につき5万円以内とする。

(応急処理の金品の取扱)

第5条 応急処理のため相手方に持参する金品は、原則として本会名を表記し、当該会員名を副書する。ただし、状況により会長の同意を得て記名を変更しても差支えない。

(報告書等の処理)

第6条 当該会員は、応急処理終了後可及的速やかに文書でその経過を詳細に記し、所属歯科医師会長を経て会長に提出する。

2 医事紛争報告書には、患者の住所、職業、氏名、年令、性別、病名、通院歴等、事故の原因とその発生状況はもちろん事後処理等を詳記し、相手方その他の事後感情等をも併記する。

3 医事紛争報告書及びこれに添付する委任状等の書式は、本会において定めた所定の用紙による。

(仮払いの処理)

第7条 本会の承認があった場合、本会医事処理規則第10条に基づき支出する仮払いを本支出として、また会長の指示に基づき所属歯科医師会長を経由して本人に交付する。

(給付の制限)

第8条 当該会員が、第2条の規定により事故発生の連絡報告をなさず独断で事故処理を完了し、その後に

至ってその請求を行なってもこれを受理しないことがある。

(意見の発表)

第9条 歯科医師会の内外を問わず意見の発表は、原則として会長または担当副会長及び担当理事が行ない、医事処理常任委員会関係者およびその他一般関係者は一切口外しないものとする。

附 則

1. この運営規則は、平成7年4月1日より施行する。
2. この運営規則は、平成14年4月1日より施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

附属歯科衛生士専門学校規則

- 第1条 本規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という）定款第5条第1項第11号および定款施行規則第23条の規定に基づきこれを定め、本会に歯科衛生士養成所をおく。
- 第2条 本養成所は、本会附属歯科衛生士専門学校（以下「専門学校」という）と称する。
- 第3条 本専門学校は、歯科衛生士として必要な専門教育を行ない、もって歯科疾患の予防および口腔衛生の向上をはかり、併せて介護を担う人材の育成と事業を行なうことを目的とする。
- 第4条 専門学校長は、本会会長をもってこれに充てる。
- 2 副専門学校長、教務部長および教職員は本会会長がこれを委嘱する。
- 第5条 専門学校の運営を円滑にするため運営委員会をおく。
- 2 委員会の運営規則については、別に定める。
- 第6条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、本会理事会の議を経て本会代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
2. この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
3. この規則は、平成元年6月1日から施行する。
4. この規則の施行により、既存の社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士学院規則は廃止する。
5. この規則は、平成12年4月1日から施行する。
6. この規則は、平成18年4月1日から施行する。
7. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

附属歯科衛生士専門学校運営委員会規則

第1条 本規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）附属歯科衛生士専門学校規則第5条第2項によりこれを定める。

第2条 本委員会は、本会会長の諮問に応え次の事項を審議する。

- 1 学則ならびに専門学校諸規則の制定および改廃
- 2 教育課目の決定または変更
- 3 教職員の人事
- 4 専門学校施設の管理運営
- 5 授業料その他の経費
- 6 入学，卒業および試験
- 7 予算および決算
- 8 その他専門学校運営についての必要な事項

第3条 本委員会に次の委員をおく。

委員長 1名

副委員長 2名

委員 若干名（内4名を幹事とする。）

- 2 委員は、本会会長が委嘱する。
- 3 委員長，副委員長，幹事は、委員会において選出する。
- 4 委員の任期は、本会役員の任期と同じとする。

第4条 委員長は、委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐する。

第5条 会議は、委員会および幹事会とする。

- 2 委員会は、第3条に規定する全委員をもって組織し、幹事会は、委員長，副委員長および幹事をもって組織する。

第6条 会議は、委員長が議長となる。

第7条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、本会理事会の議を経て本会代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和49年4月1日から施行する。
2. この規則は、平成元年6月1日から施行する。
3. この規則の施行により既存の社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士学院運営委員会規則は廃止する。
4. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
(登記の日は、平成26年4月1日)

東京都立心身障害者口腔保健センター 運営規則

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）定款第5条第1項第12号の規定に基づき、東京都立心身障害者口腔保健センター（以下「センター」という。）の運営について、本会が東京都から指定管理を受けて行なう業務を処理するために必要な事項を定める。

第2条 本会理事会は、東京都との管理に関する基本協定ならびに年度協定に基づく会務を執行するものとする。

第3条 センター組織は、所長、副所長のもとに次の4部で構成する。

- (1) 診療部－予診相談室，治療室，予防歯科室
- (2) 教育研修部－教育研修室
- (3) 情報管理部－情報管理室
- (4) 事務部－管理，経理，一般事務

第4条 センター所長（以下「所長」という。）は、本会会長をもってこれに充てる。

2 所長が事故のあったとき、または欠けたときは本会定款第26条を準用する。

第5条 副所長は1名とし、常勤の歯科医師とする。ただし、副所長は部長を兼ねることができる。

第6条 部長は4名以内とし、それぞれ兼務できるものとする。ただし、事務部長のほかは常勤歯科医師とする。

第7条 センターの業務を処理するため、職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 所長は、センター業務の統括責任を負うものとする。
- (2) 副所長は、所長を補佐し、センターの医療管理者とする。
- (3) 診療部長は、診療関係を掌握し、その直接責任を負うものとする。
- (4) 教育研修部長は、教育研修を掌握し、その直接責任を負うものとする。
- (5) 情報管理部長は、情報管理を掌握し、その直接責任を負うものとする。
- (6) 事務部長は、センターの財産の管理ならびに経理その他の事務を掌握し、その直接責任を負うものとする。

第8条 センターの職員は、所長が任免する。

第9条 所長は、必要に応じて嘱託をおくことができる。

第10条 センターの円滑なる運営を期するため、所長の諮問機関としてセンター運営委員会を置く。

2 委員は17名以内とし、所長が委嘱する。

3 委員の任期は、その委嘱した所長の在任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は任期が終了しても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

第11条 センターの管理運営経費は、東京都からの指定管理料をもって賄うものとする。

第12条 センター職員規程は別に定める。

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本会の定款および諸規則を準用する。

第14条 本会会長は、理事会の議を経て、センター運営細則を定めることができる。

第15条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、本会理事会の議を経て本会代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和59年6月1日から施行する。
2. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

歯科医師会館及びその敷地の管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、歯科医師会館及びその敷地の管理規程といい、東京都千代田区九段北四丁目1番20号に所在する歯科医師会館（以下「本会館」という。）及びその敷地の管理に関する事柄を定める。

(共有財産)

第2条 本会館の敷地1973.12㎡（596.67坪、公簿面積）は、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日歯」という。）と公益社団法人東京都歯科医師会（以下「都歯」という。）の共有財産とし、その持分権利は各々2分の1ずつとする。

(共同使用建築物)

第3条 本会館の建物9,111.376㎡（2,756.191坪）及び付帯設備は、日歯、都歯の共有財産で、その財産目録記載上の持分は、日歯81.59%（7,437.07㎡）、都歯18.41%（1,677.30㎡）とする。

ただし、付帯設備とは受変電設備、発電気設備、給排水衛生設備、ゴンドラ、防犯・防災設備、電気諸設備、駐車場設備、エレベーター設備、熱源機器、空気換気設備等の諸設備をいう。

(共同使用建築物の専用部分)

第4条 本会館の建物は共同使用建築物でその専用部分とは日歯、都歯のいずれかが単独で使用する建物の部分をいう。

本会館の建物の中、日歯、都歯それぞれの専用部分は次のとおりとする。

階 数	面 積	専 用 部 分
搭 屋	111.585㎡（ 33.755坪）	日歯専用
10 階	282.640㎡（ 85.499坪）	〃
9 階	427.264㎡（ 129.247坪）	〃
8 階	700.892㎡（ 212.020坪）	〃
7 階	679.497㎡（ 205.548坪）	〃
6 階	679.497㎡（ 205.548坪）	〃
5 階	694.877㎡（ 210.200坪）	〃
4 階	849.035㎡（ 256.839坪）	〃
3 階	1,025.997㎡（ 310.364坪）	都歯専用
2 階	850.570㎡（ 257.297坪）	2階全面積のうち都歯専用 651.306㎡（197.020坪） 日歯専用 199.264㎡（ 60.277坪） (注)上記日歯専用面積とは、メンテナンス倉庫、器械室及び倉庫249.080㎡（75.364坪）の80%をいう。
1 階	904.259㎡（ 273.538坪）	日歯専用
1階駐車場	144.221㎡（ 43.627坪）	〃（屋内駐車場）
地下1階	1,290.226㎡（ 390.293坪）	〃
地下駐車場	470.798㎡（ 142.416坪）	〃
総 計	9,111.376㎡（2,756.191坪）	

(注) 1階をロビー階（L階）、地下1階を1階と呼称する。

(専用部分の特例)

第5条 1階（展示室を除く）、地下1階（倉庫を除く）、及び塔屋は前条の規定にかかわらず、日歯と都歯が共同で使用するものとする。

2. 前項による各部分の使用目的は次のとおりとする。

- 一 1階（展示室を除く）は、風除室、ロビー、エントランスホール、ラウンジ、エレベーターホール、運転手控室、管理室、駐車場等とする。
- 二 地下1階（倉庫を除く）はホワイエ、エレベーターホール、大会議室、控室、清掃員室、駐車場等とする。
- 三 塔屋は本会館にかかわる諸設備を設置する。

3. 前項の使用目的を変更する場合は、日歯、都歯双方が合意しなければならない。

(共同使用部分)

第6条 この規程の共同使用部分とは、建物のうち、前条第1項に該当する部分及び第3条ただし書きに規定する付帯設備をいう。

(専用部分の管理及び費用の負担)

第7条 専用部分（特例部分を除く）の造作、内装の維持管理、修理及び単独の使用料が明らかな光熱水費（動力を除く）、清掃費、消耗品費等は日歯、都歯がそれぞれ負担する。

2. 前項に規定する以外の維持管理、動力源となる電力等の費用は日歯72.90%、都歯27.10%の負担とする。

3. 専用部分（特例部分を除く）にかかわる第3条ただし書きに規定する付帯設備の修理、取替費用は日歯81.59%、都歯18.41%とし、その維持、保守、管理費は日歯72.90%、都歯27.10%の負担とする。

(共同使用部分の管理及び費用の負担)

第8条 共同使用部分については、日歯が管理し、維持、保守、修理の費用負担は次のとおりとする。

- 一 共同使用部分の維持管理費、光熱水費は日歯が50%、都歯が50%とする。
- 二 第3条ただし書きに規定する付帯設備の修理、取替費用は日歯81.59%、都歯18.41%とする。

(租税公課)

第9条 敷地及び建物にかかわる租税公課の負担率は次のとおりとする。

- 一 建物にかかわる不動産取得税は日歯81.59%、都歯18.41%とする。
- 二 敷地にかかわる固定資産税及び都市計画税は日歯50%、都歯が50%とし、建物にかかわる固定資産税及び都市計画税は日歯81.59%、都歯18.41%とする。
- 三 第3条ただし書きに規定する共同使用部分の付帯設備の償却資産税は日歯81.59%、都歯18.41%とする。

(会館運営協議会の設置)

第10条 日歯及び都歯の共同使用部分の円滑なる運営を達成するため、会館運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

2 運営協議会の委員は、日歯及び都歯の各会長が日歯及び都歯の理事の中からそれぞれ5名ずつ委嘱する。

3 運営協議会の委員の任期は、それぞれ委嘱した日歯及び都歯会長の任期と同一とする。

(運営協議会の招集)

第11条 運営協議会は、必要に応じ、日歯会長、都歯会長が協議の上、それぞれ招集する。

(座長の互選)

第12条 運営協議会は、合議制とし、その座長は会議開催の都度出席した委員の中より互選する。

(運営協議会の座長)

第13条 運営協議会の座長は、当日の会議を主宰する。

(運営協議会の運営)

第14条 運営協議会は、本会館の共同使用部分の管理運営に関して、本規程で定めるもののほか、必要な事項を協議する。

(運営協議会の議決)

第15条 運営協議会は、委員の過半数の出席によって成立し、その議決は出席委員の3分の2の数以上で決するものとする。なお、この場合においては座長も表決権を有するものとする。

(運営協議会の事務)

第16条 運営協議会の事務は、日歯および都歯の事務局の職員がこれにあたる。

(議事録の作成及び保管)

第17条 運営協議会の議事録は、日歯、都歯いずれかの事務局において作成し、双方が10年間保管するものとする。

(経費の負担)

第18条 運営協議会の経費は、日歯、都歯それぞれが負担する。

(禁止事項)

第19条 日歯及び都歯は、各々本会館の専用部分について、使用目的に反するような使用をしてはならない。

第20条 日歯及び都歯は、各々本会館の専用部分について、建物の保存に有害な行為、その他建物の管理、または使用にあたり共同の利益に反する行為をしてはならない。

第21条 日歯及び都歯は、共同使用部分について、不法占用または物品の放置をしてはならない。

(処分禁止)

第22条 日歯及び都歯は、本会館の専用部分の使用権を単独で処分することはできない。

2. 日歯または都歯が、その専用部分の使用権を第三者に譲渡しようとするときは、それぞれ相手方に対し、第三者に優先して使用権を譲渡しなければならない。

(賃貸契約)

第23条 日歯及び都歯は合意のうえ、各々の事業に関係のある団体の事務所として、専用部分の一部を使用させることができる。

(財産管理の責任)

第24条 本会館及びその敷地の財産管理の最終責任は、日歯及び都歯の会長がこれを負うものとする。

(管理責任者)

第25条 日歯及び都歯の会長は、前条の管理について、専務理事及び所管担当理事を管理責任者と定めなければならない。

(管理責任者の義務)

第26条 管理責任者は、専用及び共同使用部分の保守、管理に関し、互いに緊密なる連繋をもって、本会館の保守、管理に当たるものとする。

2. 管理責任者は、火災、盗難の防止及び清掃、保全等のほか本会館の維持管理に関し、管理業務に従事する者を常に監督し、必要な指示を与えなければならない。

(特別事項)

第27条 日歯及び都歯は、敷地内に新たに建物を建築しようとするときは協議するものとし、合意に達したときは、双方の理事会の議決を経て公正証書を作成するものとする。

(規程の変更廃止)

第28条 日歯及び都歯のいずれかが必要と認めるときは、この規程の見直しを検討するものとする。

第29条 この規程に定めた事項は、日歯及び都歯が正規の手続きを経て合意したもので、この規程を改廃しようとするときは、双方の理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は昭和63年1月20日から施行する。
2. この規則は、平成20年10月1日から施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会

第3種会員支部規則

第1章 総 則

第1条 第3種会員支部は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本部」という）定款第3条、定款施行規則第15条及び第16条の規定によりこれを設立し、名称を本部第3種会員支部（以下「本支部」）という。

第2条 本支部は、本部会長の委任事項を遂行し、併せて会員の結束および融和を計ることを目的とする。

第3条 本支部の事務所は、東京都千代田区九段北四丁目1番20号の本部におく。

第2章 会 員

第4条 本部の第3種会員を本支部の会員とする。

第5条 会員は、会議の招集状発送の前日迄に本支部会員名簿に登録されてあるものでなければ会議に参加することはできない。

第6条 会員から本部に提出する総ての書類は、本支部を経由しなければならない。ただし、届書又は申告書は正副2通を本支部に提出するものとする。

第7条 会員は、その就業場所の異動を生じたときは、速やかに本支部に届出をしなければならない。また、就業場所が新設された場合は、本支部に報告しなければならない。

第8条 会員は、事故のため総会に出席できないときは予めこれを本支部長に届出をしなければならない。

第3章 役 員

第9条 本支部に次の役員をおく。

支 部 長 1名

副支部長 若干名

2 前項の役員その他、本支部には理事を若干名おくことができる。

第10条 役員は、総会で会員中から無記名投票によりこれを選挙し、最多数の得票者から順次当選者を決める。得票同数のときは抽選によってこれをきめる。前項の役員選挙は、本部の議決によって別段の方法によることができる。

2 会員の選挙権および被選挙権は、本部選挙規則第3条の規定による。

第11条 支部長は、第2条に規定する目的を遂行し、支部に属する会務を統理し兼ねて支部会議の議長となり、副支部長は支部長を補佐する。

2 支部長が欠けたときは総会の議決によって選定する。

3 支部長は、本部の議決を経て顧問又は委員をおくことができる。

4 支部長は、本部定款、本支部規則に違反した者あるときは、本部の議決によりこれに戒告をするものとする。

第12条 役員は、名誉職とする。その任期は2年とし選挙の年の7月1日からこれを起算する。

第13条 役員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行なうことができる。補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

第14条 会議は、総会および役員会の2とする。総会は、定時総会および臨時総会の2とする。

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後、3箇月以内に開催し、支部長がこれを招集する。定時総会を招集しようとするときは、開会の日時、場所を指定し議案を示して開催の日から7日前にこれを会員に通知しなければならない。

第16条 定時総会には概ね次の事柄を附議するものとする。

- 1 会務報告
- 2 予算および決算
- 3 本部定款により附議すべき事柄
- 4 本則により総会に附議すべき事柄
- 5 本部長から諮問された事柄
- 6 本部に建議しようとする事柄
- 7 支部長が総会に附議する必要があると認めた事柄
- 8 その他重要な事柄

第17条 臨時総会は、役員会の議決により支部長がこれを招集する。臨時総会には概ね次の事柄を附議するものとする。

- 1 臨時急施を要する事柄
- 2 支部長が必要と認めた事柄

第18条 会員は、その3分の1以上の同意を得て会議の目的たる事柄を示し臨時総会の招集を支部長に請求することができる。前項の請求があったときは、支部長は10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第19条 役員会は、役員をもって組織し支部長の意見又は役員過半数の請求により支部長がこれを招集する。

第20条 総会を開催しようとするときは、支部長はその招集状発送と同時にこれを本部長に通知しなければならない。

第5章 事 務

第21条 本支部の事務処理は本部が管掌する。

第22条 会員の所在不明の場合は、本部の議決を経て退会者とみなす。

第23条 本支部は、会員間の融和および親睦を計るため必要な事柄を行うことができる。

第6章 会 計

第24条 本支部の会計は、本部で管理するものとする。

第7章 規則の変更および解散

第25条 本則の変更は、総会において会員の2分の1以上出席し、出席者の3分の2以上の同意を得て本部の議決を経なければならない。

第26条 本支部を解散しようとするときは、総会で会員の3分の2以上の賛成を必要とし、本部の議決を経なければならない。

第27条 本則に規定のない事柄は、総べて本部の定款および諸規則を準用する。

附 則

- 1 第1回の定時総会は、第15条の規定によらないでこれを行なうことができる。
- 2 第1回本支部役員選挙は、第10条の規定にかかわらず、第1回定時総会においてこれを行ない、その任期は翌年の3月31日までとする。
- 3 この規則は、平成20年4月1日より施行する。
- 4 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
(登記の日は、平成26年4月1日)
- 5 この規則は、平成29年3月27日より施行する。
- 6 改正後の第15条の規定にかかわらず、平成29年度の定時総会は、平成29年3月27日開催の定時総会をもってこれに代える。

公益社団法人 東京都歯科医師会準会員規則

- 第1条 本規則は、歯科医師法第16条の2第1項に基づく臨床研修歯科医師のうち、本会の目的及び事業について賛同し入会した者（以下、準会員という。）について定める。
- 第2条 準会員の会員籍は、入会年度から起算して最長10年まで、若しくは住所および就業地を他道府県に移動した時までとする。また、診療所等の開設者又は管理者となった場合は、準会員の会員籍を失うものとする。
- 第3条 準会員としての入会手続は、歯科医師法第16条の2第1項に基づく、都内臨床研修施設での臨床研修期間中のみできるものとする。
- 第4条 準会員の入会金は、0円とする。
- 第5条 準会員の年会費は、2,000円とする。
- 第6条 準会員が第1種会員および第2種会員へ種別変更する場合の入会金は、準会員籍を有した間に支払った年会費を差し引いた額とする。
- 第7条 準会員が第3種会員へ種別変更する場合の初年度会費は、準会員籍を有した間に支払った年会費を差し引いた額とする。ただし、準会員籍6年間分までを限度とする。
- 第8条 準会員は、役員、代議員および補欠代議員の選挙権ならびに被選挙権は有しないものとする。
- 第9条 準会員は、会員籍を有する期間において、氏名及び住所、電話等の連絡先、就業先に変更があった場合、本会に届け出なければならない。また、準会員の名簿は公表しないが、準会員は都内の地区歯科医師会および他道府県歯科医師会への情報開示を許諾するものとする。
- 第10条 本会は、原則として、準会員へ東京都歯科医師会雑誌その他の配布物の配布をしない。
- 第11条 準会員は、本会が主催する研修会、講演会、イベント等へ、正会員と同じ条件で参加することができるものとする。
- 第12条 本会は、地区歯科医師会が主催する研修会、講演会、イベント等へ、準会員が地区会員と同じように参加できるよう、地区歯科医師会へ申し入れることとする。
- 第13条 準会員が第1種若しくは第2種会員へ種別変更する場合は、本会医事処理規則第9条に則り、医事処理負担金を支払うものとする。
- 第14条 準会員が正会員へ種別変更する場合は、本会福祉総合保険規則第9条に則り、福祉総合保険へ加入するものとする。ただし、第3種会員へ種別変更する場合はその限りではない。
- 第15条 この規則の改廃は、代議員会の議決を経るものとする。

附 則

1. この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会殊遇規則

第1章 終身会員

(設置)

第1条 この規則は、定款第6条第4項の規定により、これを定める。

(資格)

第2条 その年度末までに、通算35年以上本会会員（第3種会員（島しょ地区で開業する会員を除く）の期間のうち3年間、また、準会員であった期間も含まれないものとする）であって満70歳を超え、定款第13条の規定に該当する行為のなかった者は、次年度から終身会員として待遇する資格のあるものとする。

2 前項によって第1種会員が終身会員の待遇となった場合には、定款施行規則第1条の規定にかかわらず当該診療所または病院等に所属する他の会員のうち1名を第1種会員とする。

3 第1項の終身会員の氏名を所属歯科医師会長および支部長は、その年度の10月末日までに本会に通知するものとする。

第3条 会長は前条第3項の通知のあった場合には、理事会において審議し、これを終身会員とすることができる。

第2章 名誉会員

(設置)

第4条 この規則は、定款第6条第4項の規定により、これを定める。

(推薦)

第5条 会員にして歯科医事関係の功労者については、代議員会の議を経て会長が推薦することができる。

2 推薦基準については、別に定める。

(処遇)

第6条 名誉会員は、本会において最高の榮譽の敬称とする。

第3章 補 則

(規則の改廃)

第7条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

役員の報酬等及び費用に関する規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会定款（以下「定款」という。）第30条の規定に基づき、本会役員に対する報酬等（報酬，賞与及び退職慰労金）及び職務を行うために要する費用に関し必要な事項を定める。

第2章 報 酬 等

(報酬等の支給)

第2条 前条の規定する報酬等及び職務を行うために要する費用を支給する者は、定款第24条に規定する役員とする。

(退職慰労金の支給)

第3条 役員に支給する退職慰労金は、この規定の定めるところにより算出した金額とし、次の各号に該当する者に対して支給する。

- 一 任期を満了し、退任した者
- 二 在任中死亡した者
- 三 辞任届を提出し受理された者

2 任期を満了し、引き続いて役員として選任された者に対しては、その者について前項のいずれかに該当するまで退職慰労金は支給しない。

(費用の支給)

第4条 役員には、職務の遂行に伴い発生する交通費，旅費（宿泊費を含む。）等の費用について実費を支給することができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

(報酬等の額の算定方法)

第5条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、該当各号に定める額とする。

- 一 報酬 別表第1に定める額
- 二 賞与 東京都人事委員会勧告の額に基づき理事会で決定した額
- 三 退職慰労金 別表第2に定める算式により算出した額

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号に定める時期とする。

- 一 報酬 毎月25日（その日が日曜日，休日又は土曜日に当たるときは，繰り上げて前日に支給する。）
- 二 賞与 毎年6月及び12月
- 三 退職慰労金 任期の満了，辞任および死亡により役員を退任した後6ヵ月以内

2 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退職した者の退職慰労金にあっては、その遺族。以下同じ）に支払う。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座

に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(規則の改廃)

第7条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

2. この規則は、平成28年7月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

定額表

役職名	報酬の額	
会 長	月額	190,000円
副 会 長	月額	160,000円
専務理事	月額	240,000円
理 事	月額	150,000円
監 事	月額	110,000円

別表第2 (第5条関係)

定額表 (単位 万円)

役職名	定 額
会 長	96
副 会 長	80
専務理事	120
理 事	72
監 事	56

支給額は年度別、役職別に定めた上記定額表に基づき、支給を受ける者の各年度の役職に応じた上記の定額の合算額とする。ただし、年度中途に就・退任した場合は、1年未満の在任月数を12で除した数をその年度別、役職別定額に乗じた後、合算するものとする。

公益社団法人 東京都歯科医師会

移籍会員の受入体制整備に伴う規則

他道府県歯科医師会へ入会していた者が、公益社団法人日本歯科医師会（以下、「日歯」という。）における都道府県歯科医師会の会員籍を移籍して公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会」という。）への入会を希望する場合は、「本会定款第9条第3項」および「定款施行規則第4条第2項第1号別表1.」に規定している入会金については、この規則により取扱うこととする。

（目的）

第1条 他道府県歯科医師会の会員であった者が、日歯における都道府県歯科医師会の会員籍を本会に移籍して入会を希望する者に対して、入会時の必要経費の負担軽減を行い、入会し易い環境の整備を図り、組織力強化の一助とすることを目的とする。

（入会金免除）

第2条 前条に規定する者のうち、これまで会員として所属していた他道府県歯科医師会会長の推薦書の提出があった者で、かつ、本会への入会条件を満たした者の入会金については、これを免除する。

（推薦書）

第3条 前条に規定する他道府県歯科医師会会長の推薦書は、これまでの所属歯科医師会において、会員としての義務を果たしていたことを証明するものとする。

（特例措置）

第4条 天変地異および有事等により、診療所の移転を余儀なくされた者が、日本歯科医師会における都道府県歯科医師会の会員籍は移籍せず、本会への入会を希望する者で、第2条及び第3条に規定する所属歯科医師会会長の推薦書の提出があった者の入会金については、理事会で協議の上、入会金を免除することができる。

（規則の改廃）

第5条 この規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規則は、平成25年3月7日より施行する。ただし、平成24年度中に入会を希望する者については、平成24年4月1日に遡及して施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

災害・警察歯科総合対策検討委員会規程

(名 称)

第1条 この規程は、定款第5条第1項第5号によりこれを定める。

第2条 この委員会は、災害・警察歯科総合対策検討委員会（以下「本委員会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 本委員会は、事務所を公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）内に置く。

(目 的)

第4条 本委員会は、東京全域の各地区身元確認班（警察協力医会・警察委員会・防災委員会等）を統括し、東京都との歯科医療救護に係る協定に基づく歯科医療救護ならびに警視庁との緊密な連携を保ち、警視庁の諸活動に対し、法歯学・法医学的立場から援助・協力することを目的とする。

2 本委員会は、警視庁刑事部鑑識課との連絡を密にする。

3 本委員会は、東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課との連絡を密にする。

(事 業)

第5条 本委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

(1) 大規模事故・事件及び災害発生時等における警察の身元確認活動等への協力及び東京都の歯科医療救護活動等への協力に関する事項

(2) 法歯学・法医学の活用による警察捜査への協力

(3) 会員の研修に関する事項

(4) 大規模災害時における地区歯科医師会間の連絡調整に関する事項

(5) 東京都災害医療コーディネーター及び二次保健医療圏域内（都内12医療圏）の東京都地域災害医療コーディネーターに関する事項

(6) その他本委員会の目的を達成するに必要な事項

(委 員)

第6条 本委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

副委員長 2名以内

委 員 若干名（本会役員若干名及び地区代表者6名とする。）

2 委員は、本会会長が委嘱する。

3 委員長は本会会長、副委員長は本会副会長が務める。

4 委員長は委員会を代表し、副委員長は、委員長を補佐する。

(任 期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 地区代表委員は、原則として各地区歯科医師会のブロック代表者において持ち回りとする。

3 委員に欠員が生じた場合、本会理事会において決定する。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 本委員会の他に、随時必要なときに警視庁との連絡協議会、東京都との連絡協議会を開催する。

- 2 本委員会は、会長が招集する。
- 3 本会会長は、必要があれば別途会議体を設置することができる。

(顧問, 参与, 幹事等)

第9条 本委員会に顧問, 参与, 幹事及び学識経験者を置くことができる。

- 2 顧問, 参与及び学識経験者は、本会会長が委嘱する。
- 3 顧問, 参与及び学識経験者は、本会会長及び委員長の要請を受け、会議に出席して意見を述べる
ことができる。

(施行細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

「東京都歯科医師会の日」の制定

1. 目的

公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）は、歯科医師が果たす社会的な役割の重要性に鑑み、医道の高揚と会員の福祉増進等を図るため、10月4日を会員の記念日として「東京都歯科医師会の日」と定める。

2. 事業

- (1) 本会表彰基準に定めた各種表彰事業を実施し、会員の功労に報い、社会の進展に資するものとする。
- (2) 本会保健文化賞表彰基準に則り、保健・医療・福祉の普及向上に貢献のあった団体の功労に報い、さらなる発展に資するために表彰事業を実施する。

附 則

1. 平成14年4月1日から施行する。
2. 平成15年4月1日から施行する。
3. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

（登記の日は、平成26年4月1日）

公益社団法人 東京都歯科医師会表彰基準

(設置)

第1条 公益社団法人東京都歯科医師会（以下「本会」という。）は、定款施行規則第24条第2項の規定により、これを定める。

(表彰の対象)

第2条 本会は、歯科医事衛生の向上進歩のため貢献した次の掲げるもののうち適当と認めた者について、代議員会の議を経てこれを表彰する。

1. 歯科医学の研究および普及
2. 歯科医術の研究および普及
3. 歯科教育の充実、向上および歯科医師ならびに歯科学徒の養成
4. 歯科資材の研究、改良および普及
5. 公衆衛生の研究、向上、普及
6. 保険指導の向上ならびに多年にわたる実施
7. 歯科診療の研究及および多年にわたる実施
8. 歯科医業の向上、充実
9. 歯科医師の地位向上
10. 歯科医政の研究、充実
11. 歯科経済の研究
12. 本会会務の研究および尽瘁

第3条 前条の表彰の方法は、表彰状または功労章もしくは褒賞の授与、記念品の贈呈、会員の場合は、特別待遇その他とし、その都度代議員会の議を経て会長がこれを定める。

第4条 第2条に規定する表彰のほか、社会福祉ならびに地域社会への貢献などにおいて、多年にわたり積極的に携わり、広く社会に顕著に貢献された方々を表彰し、その功労に報いることにより、社会の進展に資することとし、次の表彰を行う。

1. 本会名誉会員
2. 満年齢100歳達成会員
3. 終身会員
4. 会員にあっては、困難な状況にあって多年にわたり地域医療の向上等に顕著な功績があった者。
5. 多年にわたり歯科保健事業に携わり、地域における公衆衛生の向上のため著しい功績のあった者。
6. 多年にわたり青少年の指導育成ならびにスポーツ・文化の振興に携わり、地域の社会福祉の向上に著しい功績のあった者。
7. 国際社会への貢献が顕著である者。
8. 地方自治体の役職員、議員で本会会務に貢献のあった者。
9. 本会会員として50年以上在籍している者。
10. 本会役員を10年以上、または本会代議員あるいは本会各種委員を15年以上務め、本会会務運営に貢献があったと認められた者。
11. 地区歯科医師会会長を10年以上、または役員を15年以上務め、本会会務運営に貢献があったと認められた者。

12. 前号10. 11. に掲げる役職を通算20年以上務め、本会会務運営に貢献があったと認められた者。

ただし、通算期間に関しては、同時期に役職が重複する場合、原則として重複年数分は加算しない。
また、本会役員ならびに地区歯科医師会会長の就任期間は、他の役職の1.5倍で計算する。

13. 本会に貢献のあった大学（法人）および大学関係者ならびに歯科商工会関係の個人、団体、会社（法人）。

14. 本会会務に貢献のあった外国人。

15. 地区歯科医師会および本会職員にして、20年以上勤務し、その勤務成績良好な者。

（被表彰者の推薦）

第5条 前条の対象者は、本会会員および地区歯科医師会会長が推薦するものとする。推薦基準は別に定める。

（被表彰者の選定）

第6条 会員褒賞常任委員会で審議し、第2条の各号および第4条第1号を除き、理事会で決議する。

（表彰の方法）

第7条 第3条に規定する表彰以外の表彰の方法は、表彰状または功労賞の授与、記念品の贈呈とし、理事会の議を経て、会長がこれを定める。

（表彰の日程）

第8条 第2条および第4条第1号は決議した代議員会、第4条第2号は100歳に達した日、第4条第3号から第8号は原則として東京都歯科医師会の日（10月4日）、第4条第9号から第15号は周年事業表彰とし表彰するものとする。

附 則

1. この基準は、平成14年4月1日から施行する。
2. この基準は、平成17年4月1日から施行する。
3. この基準は、平成22年4月1日から施行する。
4. この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

（登記の日は、平成26年4月1日）

公益社団法人 東京都歯科医師会表彰者推薦基準

1. この基準は、公益社団法人東京都歯科医師会表彰基準（以下「表彰基準」という）第5条の規定に基づき、これを定める。
2. 表彰基準第4条第4号については、自営または勤務する診療所での診療の他、僻地ならびに無歯科医村地域における診療等を30年以上行い、衆目が認める顕著な功労を挙げた者とする。
3. 表彰基準第4条第5号については、各年度の4月1日現在で年齢満85歳以上の者であって、歯科保健事業に50年以上従事し、現に当該事業に携わっている者とする。
4. 表彰基準第4条第6号については、青少年の育成、スポーツの振興、文化の振興等の活動に30年以上携わり、衆目が認める顕著な功労を挙げた者とする。
5. 表彰基準第4条第7号については、功労の期間は特に制約を設けていないが、国際社会への貢献活動を通じて、世のため、人のために尽力した者とする。
6. 表彰基準第4条第8号については、功労の期間は特に制約を設けていないが、地区歯科医師会が推進する地域保健活動に尽力し、その活動が本会の事業を通じて、東京都の地域保健の発展に繋がるような功労を挙げた者とする。
7. 同種の功労により、既に国の栄典（叙勲・褒章）または各大臣表彰、東京都功労者表彰（都知事表彰）を受章（賞）した者は、除く。
8. 本規定により表彰された者は、被表彰候補者とはならないものとする。
9. 被表彰候補者の推薦は、所定の別紙様式により、東京都歯科医師会会長へ推薦する
10. 被表彰候補者の推薦数については、上記2. 3. 4. 5. 6. の内からいずれかを選択し、原則として各地区歯科医師会1名とする。
11. 被表彰者の表彰は、毎年10月4日（都歯の日）とする。

附 則

1. この基準は、平成14年4月1日から施行する。
2. この基準は、平成21年4月1日から施行する。
3. この基準は、平成22年4月1日から施行する。
4. この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

（登記の日は、平成26年4月1日）

公益社団法人 東京都歯科医師会

保健文化賞表彰基準

(目 的)

第1条 本会は、平成14年度第54回保健文化賞を受賞したことを記念し、保健・医療・福祉の普及向上に多大な貢献のあった団体の功労に報い、さらなる発展に資するために保健文化賞を制定し、表彰事業を行う。

(表彰の対象)

第2条 東京都における保健・医療・福祉の分野で、すぐれた業績を挙げた団体を表彰の対象とする。

(被表彰者の選定)

第3条 本会会員褒賞常任委員会で審議し、理事会で決議する。

(表彰の方法)

第4条 表彰の方法は、表彰状の授与および保健文化賞奨励金の贈呈とし、理事会の議を経て、会長がこれを定める。

(表彰の日程)

第5条 表彰は、本会が実施する「東京都歯科医師会の日」(10月4日)表彰式に行うものとする。

附 則

1. この基準は、平成15年4月1日から施行する。
2. この基準は、平成24年3月31日から施行する。
3. この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会事務局規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、定款施行規則第25条第2項の規定に基づき、本会事務局に関する事項を定める。

(職 員)

第2条 事務局に次の職員をおく。

- 一、事務局長 1名
- 二、事務局次長 1名
- 三、課 長 若干名
- 四、係 長 若干名
- 五、一般職員 若干名

2 職員の定数は22名以内とする。ただし、公益社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校および東京都立心身障害者口腔保健センター職員定数は別に定める。

(嘱託および臨時の要員)

第3条 前条の職員の外に、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て、事務嘱託および臨時の要員を置くことができる。

(職員の任免)

第4条 事務局職員は、理事会の議を経て会長が任免する。

(職員の職務)

第5条 職員は、役員および上司の命を受けて業務に従事する。

- 2 事務局長は、本会事務を総理し、事務局次長以下職員の指導に当たり、その進退等に関する意見を会長に上申することができる。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、局務全般を担当する。また、事務局長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 課長は、上司の命を受け課務を掌理し、課員を督励する。また、課員の進退等に関する意見を事務局長に具申することができる。
- 5 係長は、課長を補佐し、その命を受け分担して業務に従事する。
- 6 一般職員および要員は、上司の命を受けその所属の業務に従事する。

(事務局組織)

第6条 事務局に次の課を置く。

- 一、総務課
- 二、会計課
- 三、事業課

- 2 各課はさらに分けることができる。
- 3 各課の事務分掌およびその他の必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

(職員の相互協力)

第7条 職員は、相互協力し円滑なる会務の遂行に努めるものとする。

第8条 公益社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士専門学校事務規則は、別に定める。

第9条 東京都立心身障害者口腔保健センター事務規則は、別に定める。

第10条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、本会理事会の議を経て、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和45年4月1日から施行する。
2. この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
3. この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
4. この規則は、平成元年6月1日から施行する。
5. この規則は、平成11年4月1日から施行する。
6. この規則は、平成17年4月1日から施行する。
7. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日、平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会事務局細則

第1条 この細則は、事務局規則第6条の規定によりこれを定める。

第2条 総務課、会計課はそれぞれ一課とし、事業課は事業第一課、事業第二課に分けて、業務を分掌する。

第3条 総務課は、次の事項をつかさどる。

1. 職印の管理に関する事項
2. 会員の慶弔に関する事項
3. 文書の接受・発信・保存管理に関する事項
4. 窓口・郵便等受付に関する事項
5. 人事および労務管理に関する事項
6. 備品・用度品等の購入・管理に関する事項
7. ITに関する事項
8. 資料室管理に関する事項
9. 契約および登記に関する事項
10. 定款諸規則の制定改廃に関する事項
11. 代議員会・理事会に関する事項
12. 選挙管理に関する事項
13. 裁定審議会に関する事項
14. 災害対策に関する事項
15. 災害・警察歯科総合対策に関する事項
16. 融資斡旋に関する事項
17. 会館管理運営に関する事項
18. 関係官庁および団体との渉外に関する事項
19. 会員管理・入会促進に関する事項
20. 支部に関する事項
21. 福祉共済に関する事項
22. 日歯福祉・年金に関する事項
23. 歯科医師国民年金基金に関する事項
24. 医事相談に関する事項
25. 法律相談に関する事項
26. 医事処理に関する事項
27. 所管会議に関する事項
28. 各課連絡に関する事項
29. その他一般事務に関する事項
30. 他課に属さない事項

第4条 会計課は、次の事項をつかさどる。

1. 予算・決算に関する事項
2. 会費・負担金等の出納に関する事項

3. 預金および現金の保管・出納に関する事項
4. 基金および財産管理・資産管理に関する事項
5. 補助金・助成金・委託費等の会計業務に関する事項
6. 給与等に関する事項
7. 監査に関する事項
8. 所管会議に関する事項
9. その他所管に関する事項

第5条 事業第一課は、次の事項をつかさどる。

1. 口腔保健に関する事項
2. 地域保健医療に関する事項
3. 産業歯科保健に関する事項
4. 休日歯科応急診療に関する事項
5. 東京都立心身障害者口腔保健センターに関する事項
6. 介護保険に関する事項
7. 歯科医学・医術の進歩発達に関する事項
8. 学術研修に関する事項
9. 医学技術振興事業に関する事項
10. 国際学術交流に関する事項
11. 医療制度および医療保険制度に関する事項
12. 保険に係る疑義解釈・苦情処理・過誤処理に関する事項
13. 国保講習事務委託事業に関する事項
14. 会誌・会報等の編集発行に関する事項
15. 対外広報に関する事項
16. 医療法に関する事項
17. 医療管理・歯科医師青色申告会に関する事項
18. 税務相談に関する事項
19. 調査・統計に関する事項
20. 情報・資料の保管に関する事項
21. 産業廃棄物に関する事項
22. 厚生文化に関する事項
23. 図書・文献・視聴覚資材の収集・貸出・管理に関する事項
24. 産学連携および歯科関連企業連携に関する事項
25. 関係官庁および団体との連絡調整に関する事項
26. 所管会議に関する事項
27. その他所管に関する事項

第6条 事業第二課は、次の事項をつかさどる。

1. 歯科衛生士専門学校に関する事項
2. ホームヘルパー養成に関する事項
3. 関係官庁および団体との連絡調整に関する事項
4. 所管会議に関する事項

5. その他所管に関する事項

第7条 役員室秘書事務に関する事項は事務局長（次長）及び総務課扱いとする。

第8条 各課の事務の連絡調整と事務の処理方法の改善調整を期するため、事務局長は原則として週1回課長連絡会議を開催する。

2 事務局長は前項の目的を速やかに達成するため、必要あるときは事務局全体会議を開催することができる。

第9条 この規則は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

1. この規則は、平成11年4月1日より施行する。
2. この規則は、平成13年1月15日より施行する。
3. この規則は、平成14年7月1日より施行する。
4. この規則は、平成18年10月1日より施行する。
5. この規則は、平成20年4月1日より施行する。
6. この規則は、平成24年2月1日より施行する。
7. この規則は、平成26年4月1日より施行する。
8. この規則は、平成26年12月8日より施行する。
9. この規則は、平成27年10月1日より施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会

附属歯科衛生士専門学校事務規則

第1条 この規則は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会」という。）事務局規則第8条の規定によりこれを定める。

第2条 本専門学校に次の教職員を置き、会長がこれを任免する。ただし、定員を12名以内とする。

- 1 事務職員若干名（事務長1名を含む）
- 2 専任教員若干名（教務主任1名を含む）

第3条 前条の教職員は、専門学校長および教育担当理事の命を受けて業務に従事する。

第4条 専任教員は、次の業務をつかさどる。

- 1 教科時間割の編成，教科の進行，専門学校行事の策定に関する事項。
- 2 実習計画の立案及び実施，指導に関すること。
- 3 学籍簿，成績簿，学習記録，出席簿その他の記録作成に関する事項。
- 4 図書，教材，教具の整備および管理に関する事項。
- 5 講師との連絡調整に関する事項。
- 6 臨床実習機関との連絡調整に関する事項。
- 7 学科試験の監督に関する事項。
- 8 学生の管理（健康，規律維持および生活指導，学級活動の指導）に関する事項。

第5条 事務職員は、次の業務を行う。

- 1 予算および決算に関する事項。
- 2 預金および現金の保管出納に関する事項。
- 3 職印の管守に関する事項。
- 4 備品の整理および管理に関する事項。
- 5 公文書等の整理および保存に関する事項。
- 6 証明書等の発行に関する事項。
- 7 入学試験等の諸行事に関する事項。
- 8 学生の就職に関わる事務に関する事項。
- 9 所管会議の事務に関する事項。
- 10 関係官庁等との連絡事務に関する事項。
- 11 校舎内の災害予防，防犯および清潔整頓に関する事項。

第6条 本専門学校の教職員は、相互援助し、円滑なる校務の遂行に努めるものとする。

第7条 本規則により、その他処理しえない事項が生じた場合には、本会事務局規則を準用する。

第8条 この規則を変更し、または廃止しようとするときは、本会理事会の議を経て、代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は、昭和63年10月1日から施行する。
2. この規則は、平成元年6月1日から施行する。

3. この規則の施行により、既存の社団法人東京都歯科医師会附属歯科衛生士学院事務規則は廃止する。
4. この規則は、平成11年4月1日から施行する。
5. この規則は、平成13年4月1日から施行する。
6. この規則は、平成18年4月1日から施行する。
7. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

(登記の日は、平成26年4月1日)

東京都立心身障害者口腔保健センター事務規則

第1条 この規則は、東京都立心身障害者口腔保健センター（以下「センター」という）運営規則ならびに公益社団法人東京都歯科医師会事務局規則第9条の規定によりこれを定める。

第2条 事務部の分掌は次のとおりとする。

- 1 職印の管守に関する事項。
- 2 職員の人事及び給与に関する事項。
- 3 文書の收受，配布，発送，編集及び保存に関する事項。
- 4 職員の福利厚生に関する事項。
- 5 施設の管理に関する事項。
- 6 物品の調達，保管に関する事項。
- 7 予算決算及び会計に関する事項。
- 8 センター運営委員会に関する事項。
- 9 患者の診療に伴う事務に関する事項。
- 10 診療報酬の請求に関する事項。
- 11 窓口徴収に関する事項。
- 12 未収金の整理及び督促に関する事項。
- 13 他部の連絡に関する事項。

第3条 診療部各室の分掌事務は次のとおりとする。

- 1 予診相談室は心身障害者を対象として次の事項を行う。
 - (1) 歯科通院による予診に関する事項。
 - (2) 歯科通院による歯科相談に関する事項。
- 2 治療室は中等度の心身障害者で入院を伴わない者を対象として次の事項を行う。
 - (1) 診療に関する事項。
 - (2) 全身麻酔による治療に関する事項。
 - (3) 予後管理に関する事項。
 - (4) 調剤及び製剤に関する事項。
 - (5) 医薬品及び医療資材等の管理に関する事項。
- 3 予防歯科室は、心身障害者及び乳幼児を現象として次の事項を行う。
 - (1) う蝕，歯周疾患予防のための検診，指導，予防措置に関する事項。
 - (2) う蝕，歯周疾患予防のための技術開発に関する事項。

第4条 教育研修部の室の分掌事務は次のとおりとする。

教育研修室は、保健所，地区口腔保健センター，一般医療機関等の歯科医療従事者，養護教諭及び心身障害者の保護者等を対象とした口腔保健の教育研修に関する事項。

第5条 情報管理部の室の分掌事務は次のとおりとする。

情報管理室は、心身障害者歯科医療の情報収集，提供並びに心身障害者の口腔保健の向上を図るための疫学，臨床等の各分野における専門的な調査研究に関する事項。

第6条 センター職員の定数は51名とし，その職種別定数は別表のとおりとする。

- 2 センター運営規則で定める職員のほか次の職員を置く。

- (1) 診療部の予防相談室，治療室，予防歯科室にそれぞれ歯科医師の室長を置く。ただし，治療室長は診療部長が兼務できるものとする。
- (2) 教育研修部教育研修室に歯科医師の室長を置く。
- (3) 情報管理部情報管理室に歯科医師の室長を置く。
- (4) 事務部に主査を置く。
- (5) 診療部各室に歯科衛生士の主査を置く。
- (6) 前号に定めるもののほか必要な職員を置く。

第7条 前条の職員のほか所長が必要と認めるときは嘱託および臨時の職員を置くことができる。

第8条 前2条の職員の職責は次のとおりとする。

- 1 室長は所属部長の命を受け室の業務を掌り所属職員を指揮監督する。
- 2 主査は，上司の命を受けそれぞれの担任の業務を処理する。
- 3 前各号に定める以外の職員は，上司の指揮監督を受け業務に従事する。

第9条 職員は，担任の業務の処理につき随時文書または口頭をもって上司に報告するものとする。

第10条 職員は，相互援助し円滑なるセンター業務の遂行に努めるものとする。

第11条 事案の決定は，本会理事会の議決すべきものを除くほか，所長が別に定めることができる。

第12条 この規則を変更し，又は廃止しようとするときは，本会理事会の議決を経て，公益社団法人東京都歯科医師会代議員会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規則は，昭和63年10月1日から施行する。
2. この規則は，平成11年4月1日から施行する。
3. この規則は，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。
(登記の日は，平成26年4月1日)

公益社団法人 東京都歯科医師会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都歯科医師会役員の報酬等及び費用に関する規則第4条の規定に基づきこれを定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用するものとする。

- (1) 公益社団法人東京都歯科医師会（以下、本会という）役員
- (2) 本会代議員および補欠代議員
- (3) 本会参事
- (4) 本会委員会等規則に基づき設置する各種委員会委員
- (5) 本会の依頼若しくは要求に応じ本会の業務遂行にあたる者
- (6) 本会職員

(旅費の定義)

第3条 この規程でいう旅費とは以下のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当

第4条 第2条に規定する者（職員を除く）が、本会の招集に応じ代議員会、参事会、理事会及び委員会等に出席した場合には、交通費として1日6,000円を支給することができる。

(出張の定義)

第5条 本会の出張は、勤務地を離れ旅行して行う各種イベント、研修会、健診、交流、学会参加等を目的とするもので、それに要する時間が5時間を超えるものとし、業務打合せ、事前準備等は該当しない。

(出張の区分)

第6条 出張は国内出張と国外出張とし、更に国内出張は、都内出張と都外出張とする。

(1) 国内出張

① 都内出張

業務遂行のため勤務地を離れ、都内（島嶼を含む）に旅行し業務を行う出張をいう。

② 都外出張

業務遂行のため勤務地を離れ、都外に旅行し業務を行う出張をいう。

(2) 国外出張

国内出張以外の出張をいう。

(出張旅費)

第7条 第2条に規定する者が、業務のために出張したときは、当該者に対し次の旅費を支給することができる。但し、日当と重複する経費もしくは、通常、日当から充当される経費、物品等を他経費から受ける場合は実費交通費のみを支給する。

(イ) 国内出張

【都内（23区，多摩地区）】

適用区分	交通費	日当
役員 各種委員会委員等	6,000	1,500
職員	実費	1,200

【都内（島嶼地区）】

適用区分	交通費				宿泊費 (1夜あたり 上限)	日当
	鉄道賃	航空賃	船賃	その他		
役員 各種委員会委員等	旅客運賃	旅客運賃 スーパーシート	旅客運賃 特等料金	タクシー レンタカー	15,000	6,000
職員	旅客運賃	旅客運賃	旅客運賃 1等料金	タクシー レンタカー	15,000	3,000

【都外出張】

適用区分	交通費			宿泊費 (1夜あたり 上限)	日当
	鉄道賃	航空賃	その他		
役員 各種委員会委員等	旅客運賃 急行 特急料金 指定席料金 グリーン料金	旅客運賃 スーパーシート	タクシー レンタカー	15,000	6,000
職員	旅客運賃 急行 特急料金 指定席料金	旅客運賃	タクシー レンタカー	15,000	3,000

(ロ) 国外出張

適用区分	交通費		宿泊費 (1夜あたり 上限)	日当
	鉄道賃	航空賃		
役員 各種委員会委員等	旅客運賃 急行 特急料金 指定席料金 グリーン料金	旅客運賃 スーパーシート	15,000	6,000
職員	旅客運賃 急行 特急料金 指定席料金	旅客運賃	15,000	3,000

(国外出張時の交通費)

第8条 国外出張に要する旅費のうち、第6条に基づき支給する交通費は、出張者が本国を出発し本国に帰着するまでに要する実費を支給する。

(国外出張の取り扱い)

第9条 国外出張に要する旅費は、第6条に基づき支給する交通費に加え、出張の支度に要する、旅券交付手数料、傷害保険料等の費用の実費を支給することができる。

(割引航空券等による出張の取り扱い)

第10条 割引航空券等を利用して旅行する場合の鉄道賃および航空賃は実費額を支給する。

(自動車による出張)

第11条 自動車を利用した出張は原則として認めない。但し、事情により自動車による出張が合理的と判断される場合に限り認めるものとする。その場合、燃料、駐車料、有料道路通行料はそれを証明するものを提出した場合に限り支給する。

(パック商品による出張の取り扱い)

第12条 旅費節減のため、宿泊料、航空賃、および鉄道賃をセットにしたパック商品（以下、パック商品という）を利用することができる。

2 利用するパック商品に、出張に必要な食事代等が含まれていない場合は、第7条に定める日当を支給することができる。

(証明書等の提出義務)

第13条 出張者がその精算を行なうときは、その支出に伴う領収証を提出しなければならない。領収証等支払いを証明するものがない場合は原則としてその支出は自己負担とする。

第14条 旅費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出するものとする。

第15条 旅費の支給につき、この規程により難しい場合には会長の判断による。

第16条 本規程の改廃は、本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. 本規程は、平成30年4月1日より施行する。

公益社団法人 東京都歯科医師会謝金規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都歯科医師会（以下、「本会」という）が支払う謝金について必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 この規程による謝金の対象者は、本会役員および職員以外の者とする。

(謝金の対象とする事業等)

第3条 この規程による謝金の対象とする事業は次の事業とする。

- (1) 健診事業
- (2) 本会雑誌原稿等執筆
- (3) 各種講演会および研修会等の講師
- (4) 歯科医療従事者育成事業に対する協力
- (5) 海外関係機関との交流、国外出張における通訳
- (6) 本会代議員会正副議長の執務
- (7) その他本会の業務の遂行のため必要な事業

(謝金の単価)

第4条 謝金の対象とする事業等の単価は次の通りとする。

(1) 健診事業

歯科医師は、健診時間3時間までは30,000円、それ以上は50,000円とする。その他歯科医療従事者は1時間当たり3,000円とする。健診謝金は、健診時間30分を単位として支給し、健診時間に30分未満の端数が生じたときは、30分に切り上げて処理することができる。

(2) 本会雑誌原稿等執筆

本会雑誌は1ページあたり、カラーページ6,000円、モノクロページ5,000円とする。その他原稿への執筆は、同種に対する一般的な水準を踏まえ、理事会において決定する。

(3) 各種講演会および研修会等の講師

職種 講演時間	歯科医師	歯科衛生士	医 師	抄録作成費 (職種共通)
～1時間30分まで	56,000円	35,000円	56,000円	23,000円
1時間30分以上	90,000円	45,000円	90,000円	

2 講師謝金は、上に掲げる職種の他、理事会が本会の業務の遂行にとって必要と判断した事業に必要な場合は、その他の職種にも支払うことができる。その場合の単価および抄録作成費は、当該職種に対する一般的な謝金水準を踏まえ決定する。

(4) 歯科医療従事者の育成事業協力

歯科医療従事者の育成事業において、本会附属歯科衛生士専門学校の生徒が行う、臨地実習（臨床実習を含む）に協力する者に対し、1実習期間当り50,000円を支払うことができる。

(5) 海外関係機関との交流、国外出張における通訳

本会が行う海外関係機関との交流および国外出張において、通訳が必要な場合は、1名につき1日

50,000円を支払うことができる。

2 本会が行う海外関係機関との交流および国外出張において通訳を行う者には、別に定める本会旅費規程に基づき旅費（日当を除く）を支給することができる。

(6) 本会代議員会正副議長の執務

本会が年度内に開催する代議員会の執務に対し、年度あたり100,000円を支払うことができる。

(7) その他、本会業務の遂行に必要な事業に係る謝金については、同業同種の支払水準を踏まえ決定する。

2 謝金の対象とする事業の実施内容、方法等に特段の事由があり、上記に規定する単価により難しい場合は、上記の単価を大きく逸脱しない範囲で調整することができる。

(謝金の支払い方法)

第5条 謝金の支払いは、原則として銀行振り込みによる。

(交通費の実費の支給)

第6条 この規程に定める謝金対象者には、謝金に加えて、別に定める本会旅費規程に基づき旅費（宿泊費および日当を除く）を支給することができる。

(雑 則)

第7条 この規程に定めのない事項については会長の判断による。

(改 正)

第8条 この規程の改廃は本会理事会の議決を経なければならない。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。

届出書様式

※異動届・退会届等については所属地区歯科医師会へ、福祉総合保険関係書類については東京都歯科医師会へお問い合わせください。

【会員本人記載用】



平成 年 月 日

医事紛争報告書

公益社団法人 東京都歯科医師会長 殿

歯科医師会

会長



〒

診療所住所

診療所名

会 員 名



電 話

FAX

生年月日 年 月 日 (男・女 歳)

医賠償保険会社名・証券番号

担当者名

患者住所	〒		
患 者 名	男・女	年齢	歳
患者職業	電話	FAX	
通院歴及び 事故時の病名			
紛争分類	1. 治療不満 2. 不可抗力事故 3. 偶発事故 4. 医療過誤 5. その他		
事故の原因とその発生状況 (※詳細に記載すること)			
次頁へ			

前頁より

相手方その他の
の事後感情

処理に対する
要望等

【地区歯科医師会記載用】



平成 年 月 日

医 事 紛 争 報 告 書

公益社団法人 東京都歯科医師会長 殿

歯科医師会

会 長



地区医事処理担当者名

役 職

連絡先 (TEL)

(FAX)

〒

診療所住所

診 療 所 名

会 員 名

患 者 名

(男・女) 年齢 歳

患者との対応方法 (面談・電話・FAX・Eメール・その他)

患者との対応方法

年 月 日 ~ 年 月 日

1. 歯科医師会から患者への説明内容
2. 患者側の紛争感情
3. 紛争に対する歯科医師会の意見等
4. その他参考事項

《地区歯科医師会への確認事項》

1. 医事紛争報告書は、会員本人記載用と地区歯科医師会記載用の2部作成が必要です。
2. 会員本人記載用報告書は、地区歯科医師会で記入事項を必ず確認後、地区歯科医師会記載用報告書と併せて本会へご提出下さい。
3. 報告書と共に、会員には本会への委任状の提出をしていただきます。
4. 地区歯科医師会では、和解金の金額提示をしないで下さい。
5. 医師賠償責任保険加入の有無については、なるべく患者にお伝えしないよう
会員へご周知願います。患者の感情を逆撫でする場合があります。
6. 示談が成立した場合、医師賠償責任保険に加入していても、会員本人負担が発生する場合があります。

また、治療費の一部または全額の返還が必要となる場合があります。

会員へは、以上を了承した上で委任状の提出をすることを必ずお伝え下さい。
7. 委任状および報告書の提出をもって初めて理事会で協議し、本会対応をスタートします。多少
の時間猶予が必要であることを患者並びに会員にお伝え下さい。
8. 訴状の送達や調停への呼出状が届くなど緊急の場合は、報告書提出の前に本会事務局へご連絡
下さい。早急に対応いたします。

委 任 状

東京都千代田区九段北4丁目1番20号
公益社団法人 東京都歯科医師会
会 長
(理事)

私儀上記の者を代理人と定め下記事項を委任いたします。

印

記

1. 平成 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

殿との間に発生した

医事紛争の処理に関する一切の権限

平成 年 月 日

委任者住所

氏名

印

東京都歯科医師会会費免除申請書

年 月 日

会費免除 対象年度	年度分 (※所得証明書記載の所得の 年度の翌年度)		会費額(年額) (※半期分の免除 は不可)				4,000円		免除 事由	傷病等
会員氏名	印						生年 月日	年	月	日
コード番号	都コード		地区コード			個別コード				
	2	1								
住 所										
本人申請 理 由	----- ----- -----									
地区歯科 医師会 会長意見	----- ----- -----									
上記のとおり相違ありません。										
年 月 日										
東京都歯科医師会会長 印										

【添付書類】申請の際は申請書とともに、次の必要書類を添付してください。

- (1) 前年における控除前の総所得金額300万円未満を示す所得(課税)証明書等
- (2) その他必要な書類として本会が求めるもの(※必要な場合のみ)

【留意事項】

会費免除の適用は、所得(課税)証明書に示された所得の年の翌年度の前期分及び後期分による一
年度分とし、会費免除の事由が二年度分以上続く場合は、一年度分毎に申請が必要となります。

都 歯 記 入 欄		受 理 印	